

珠洲市国民保護計画



令和2年10月

珠 洲 市

珠洲市国民保護計画目次

第1編 総則	1
第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1 目的	1
2 市の責務等	1
3 市国民保護計画の構成	1
4 国民保護計画の見直し、変更手続	1
第2章 国民保護措置に関する基本方針	3
1 基本的人権の尊重（法第5条）	3
2 国民の権利利益の迅速な救済（法第6条）	3
3 国民に対する情報提供（法第8条）	3
4 関係機関相互の連携協力の確保	3
5 実施体制の確立	3
6 国民の協力（法第4条）	3
7 自主性の尊重その他の特別な配慮（法第7条）	3
8 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	4
9 国民保護措置に従事する者等の安全確保（法第22条、法第85条③）	4
10 地域特性への配慮	4
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱と連携	5
1 関係機関の事務・業務の大綱	6
2 関係機関の連携体制の整備	8
第4章 市の地理的、社会的特徴	9
1 地形	9
2 気候	9
3 人口分布	9
4 道路の位置等	9
5 港湾、漁港の位置等	10
6 その他の施設の位置	10
第5章 市国民保護計画が対象とする事態	13
1 武力攻撃事態	13
2 緊急対処事態	17
第2編 平素からの備え・予防	19
第1章 組織・体制の整備	19
第1節 市における組織・体制の整備	19
第2節 関係機関との連携体制の整備	26
第3節 通信の確保	30
第4節 情報収集・提供等の体制整備	31
第5節 研修及び訓練	36

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害対処に関する平素からの備え	38
1 避難に関する基本的事項	38
2 避難実施要領のパターンの作成	39
3 救援に関する基本的事項	39
4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	39
5 交通の確保に関する体制等の整備	40
6 避難施設の指定への協力	40
第3章 生活関連等施設等の把握・安全確保等	41
第1節 生活関連等施設の把握等	41
第4章 物資及び資材の備蓄、整備	43
1 基本的な考え方	43
2 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材の備蓄、整備	43
3 市が管理する施設及び設備の整備及び点検	44
4 指定（地方）公共機関との連携	44
5 調達体制の整備	44
第5章 国民保護に関する啓発	45
1 国民保護措置に関する啓発	45
2 武力攻撃事態等において住民が取るべき行動等に関する啓発	45
第3編 武力攻撃事態等への対処	46
第1章 実施体制の確立	46
第1節 初動体制	46
第2節 市対策本部の設置等	50
第3節 関係機関相互の連携・応援等	59
第4節 国民保護措置に従事する者等の安全確保	64
第2章 避難等に関する措置	66
第1節 警報・緊急通報の伝達及び通知	66
第2節 避難の指示等	69
第3節 避難実施要領の策定	73
第4節 避難住民の誘導	79
第5節 退避の指示	84
第3章 救援	87
第1節 救援の実施	88
第2節 関係機関との連携	89
第3節 救援の基準及び内容	90
第4章 武力攻撃災害への対処措置	94
第1節 武力攻撃災害への対処の基本的な考え方	95
第2節 応急措置等	96
第3節 生活関連等施設における災害への対処等	100

第4節	武力攻撃原子力災害への対処等	102
第5節	NBC攻撃による災害への対処	102
第5章	安否情報の収集・提供	106
第1節	安否情報の収集	107
第2節	県に対する報告	107
第3節	安否情報の照会に対する回答	107
第4節	日本赤十字社に対する協力	108
第6章	被災情報の収集及び報告	109
1	被災情報の収集及び報告	109
第7章	保健衛生の確保その他の措置	110
第1節	保健衛生の確保	110
第2節	廃棄物の処理	111
第4編	市民生活の安定・復旧等	112
第1章	市民生活の安定	112
1	生活関連物資等の価格安定の措置	112
2	避難住民等の生活安定等	114
3	生活基盤等の確保	114
第2章	応急の復旧	115
1	基本的考え方	115
2	ライフライン施設（上下水道、電気、通信施設）の応急復旧	115
3	輸送路の確保	116
第3章	武力攻撃災害の復旧	117
1	基本的考え方	117
2	復旧に関する留意事項	117
第4章	国民保護措置に要した費用の支弁等	118
1	費用の負担	118
2	損失補償及び損害補償	118
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	119
第5編	緊急対処事態への対処	120
第1章	緊急対処事態への対処	120
1	基本的考え方等	120
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	121

第1編 総則

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市国民保護計画は、武力攻撃事態等において、武力攻撃から住民の生命、身体及び財産を保護するための措置を的確かつ迅速に実施するための計画であり、その目的、市の責務及び構成等について定める。

1 目的

この計画は、武力攻撃事態等において、武力攻撃から住民の生命、身体及び財産を保護し、住民の生活や経済活動に及ぼす影響が最小となるよう、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処措置など国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるようにすることを目的とする。

2 市の責務等

(1) 市の責務（法第16条）

市は、武力攻撃事態等において、国民保護法、その他の法令、基本指針、県国民保護計画及び市国民保護計画に基づき、市民等の協力を得つつ、国、県、他市町、指定地方公共機関等と連携協力し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画は、市内における国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

3 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、次の各編で構成する。

第1編 総則

第2編 平素からの備え・予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 市民生活の安定・復旧等

第5編 緊急対処事態における対処

4 国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画は、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保

護訓練の検証結果、我が国を取り巻く安全保障環境の変化等を踏まえ、不断の見直しを行う。

見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 市国民保護計画の変更手続き

市国民保護計画の変更は、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、その同意を得た後、市議会に報告し、公表するものとする。ただし、国民保護法施行令で定める軽微な変更については、知事の協議は不要とする。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重（法第5条）

市は、国民保護措置の実施に当たっては日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、必要最小限度のものに限り、公正かつ適正な手続きのもとに行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済（法第6条）

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟、その他の国民の権利利益の救済手続を、迅速に処理するよう努める。

また、迅速な救済が可能となるよう、手続きに係る処理体制を整備する。

3 国民に対する情報提供（法第8条）

市は、武力攻撃事態等においては、警報・緊急通報の発令、避難の状況など国民保護措置に関する正確な情報について、放送やインターネットホームページ等を通じて適時に、適切な方法で国民に対し提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町、指定（地方）公共機関（指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。以下同じ。）と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 実施体制の確立

市は、武力攻撃事態等の発生に備え、必要な資機材の備蓄、実践的な訓練の実施など、平素における準備体制の充実を図る。

また、初動体制、市国民保護対策本部等における国民保護措置の実施体制における役割分担を明確にし、迅速な対応を図る。

6 国民の協力（法第4条）

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。

この場合、これらの協力は、自発的な意思によるものであって、その要請に当たって強制があってはならない。

また、市は、消防団・自主防災組織の充実、活性化、ボランティアへの支援に努め、市民の自発的協力や、地域での助け合いが得られるよう努める。

7 自主性の尊重その他の特別な配慮（法第7条）

市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置について、その特性にかんがみ、その自主

性を尊重するとともに放送事業者である指定（地方）公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、市は、指定（地方）公共機関の国民保護措置の実施方法について、指定（地方）公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して、自主的に判断するものであることに留意する。

8 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、的確かつ効率的な国民保護措置の実施に向けて、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

なお、日本に居住又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

9 国民保護措置に従事する者等の安全確保（法第22条、法第85条③）

市は、国、県と連携して国民保護措置に従事する市職員、医療関係、運送事業者等の安全確保に十分配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分配慮する。

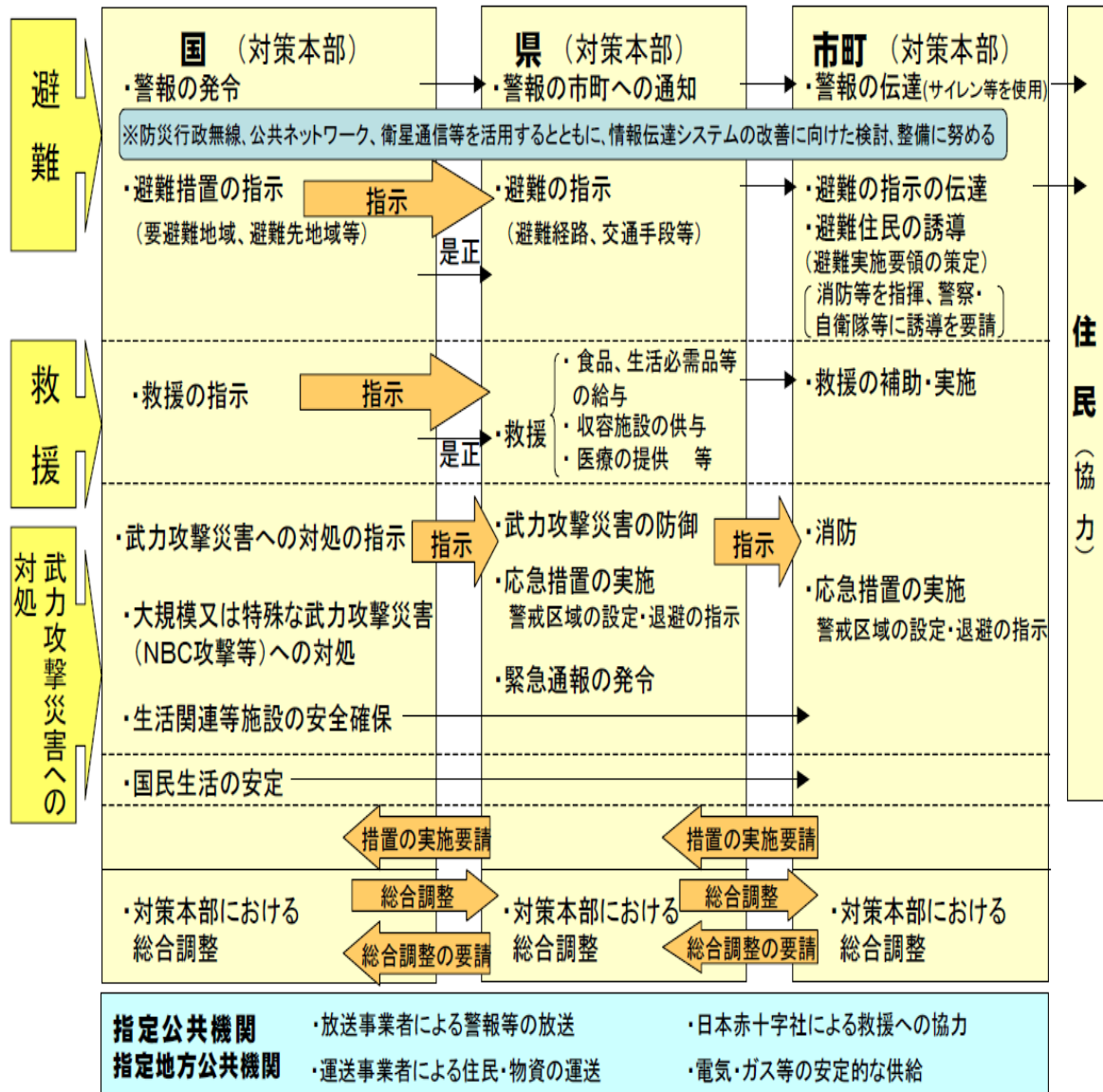
10 地域特性への配慮

市は、国民保護措置の実施に当たっては、長い海岸線を有し能登半島の先端に位置すること、冬期の積雪等の地域の特性に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱と連携

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

【国民の保護に関する措置の仕組み】



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

1 関係機関の事務・業務の大綱

市、指定地方行政機関、指定公共機関等の業務は、おおむね次のとおりである。

【市】

機関名	事務又は業務の大綱
珠州市	<ul style="list-style-type: none"> ・市国民保護計画の作成及び修正に関すること。 ・市国民保護協議会の設置及び運営に関すること。 ・市対策本部及び市緊急本部の設置、運営に関すること。 ・組織の整備及び訓練に関すること。 ・住民等への警報、緊急通報の伝達及び避難誘導、関係機関の調整 その他住民の避難に関する措置の実施に関すること。 ・避難実施要領の策定 ・救援の実施、住民等の安否情報の収集及び提供、その他避難住民 等の救援に関する措置の実施に関すること。 ・退避の指示、警戒区域の設定に関すること。 ・消防、廃棄物の処理、被災情報の収集、その他武力攻撃災害への 対処に関する措置の実施に関すること。 ・水の安定的な供給、その他国民生活の安定に関する措置の実施に 関すること。 ・武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】

機関名	事務又は業務の大綱
中部管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> ・管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導、調整。 ・他管区警察局との連携。 ・管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡。 ・警察通信の確保及び統制。
第九管区 海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> ・船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達。 ・海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保。 ・生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等。 ・海上における警戒区域の設定等及び退避の指示。 ・海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武 力攻撃災害への対処に関する措置。
北陸農政局	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保。 ・農業関連施設の応急復旧。

【自衛隊】

機関名	事務又は業務の大綱
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃事態等における侵害の排除。 ・武力攻撃事態等における国民保護措置の実施。 ・関係機関が実施する国民保護措置の支援等。

【指定（地方）公共機関】

機関名	事務又は業務の大綱
郵便事業を営む者	・郵便の確保。
電気通信事業者 (西日本電信電話株式会社)	・避難施設における電話その他の通信設備の臨時設置の協力。 ・通信の確保、国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い。
電気事業者 (北陸電力株式会社)	・電気の安定的な供給。

【公益的事業を営む法人及び公共的団体】

機関名	事務又は業務の大綱	
公益的事業を営む法人及び公共的団体	農業協同組合	・市が行う被害状況調査及び応急、復旧対策に関すること。 ・農作物の災害応急対策の指導に関すること。 ・被災農家に対する融資あっせんに関すること。 ・農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 ・農産物の需給調整に関すること。
	森林組合	・市が行う被害状況調査及び応急、復旧対策に関すること。 ・被災組合員に対する融資あっせんに関すること。
	漁業協同組合	・組合員の被害状況調査及び応急、復旧対策に関すること。 ・漁船、共同利用施設の災害応急及び復旧対策に関すること。 ・被災組合員に対する融資あっせんに関すること。 ・被災に関する情報の提供に関すること。
	商工会議所 運輸業分科会	・避難住民の輸送に関すること。 ・緊急物資の輸送に関すること。 ・救助用物資、復旧資材の運送の確保に関すること。
	能登北部医師会	・被災時における収容患者に対する医療の確保に関すること。 ・被災時における負傷者等の医療、助産、救助に関すること。
	珠洲建設業協会	・被災時における市道、直轄河川等公共土木施設の応急復旧に関すること。 ・道路等公共土木施設の維持管理に関すること。 ・緊急時等における照明機器の貸出しに関すること。
	珠洲管工事協同組合	・被災時における上下水道施設の応急及び復旧工事に関すること。 ・上下水道施設の維持管理に関すること。

2 関係機関の連携体制の整備

(1) 国、県、指定（地方）公共機関との連携（法第3条④）

市は、あらかじめ、国、県、指定（地方）公共機関の担当部署・連絡先を把握し、訓練等を通じて円滑に運営できるよう連携体制の整備を図る。

連絡先等の一覧は、別途整備する。

(2) 他の市町との連携

市は、あらかじめ他の市町の連絡先を把握するとともに、近隣市町等と市域を越える住民の避難・救援に関する協定及び救援物資に係る相互応援協定を締結するなど、連携体制の整備を図る。

連絡先等の一覧は、別途整備する。

(3) 公共的団体等との連携

市は、あらかじめ関係する公共的団体等の連絡先等を把握するとともに、物資の提供や、応急対策等について協定を締結するなど公共的団体等との連携体制の整備を図る。連絡先等の一覧は、別途整備する。

第4章 市の地理的、社会的特徴

国民保護措置を適切に実施するため、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき本市の地理的、社会的特徴について定める。

1 地形

本市は、能登半島の先端に位置し、三方を海に囲まれ海岸線総延長は、約64キロメートルの長さに及んでいる。市の南西から北東に宝立山、鞍坪岳、山伏山が連なり、外浦と内浦に大別され、ここから流れる河川及び流域並びに海岸の概況は、次のように特徴づけることができる。

【外浦】

- (1) 山が海岸線まで迫り比較的平野部が少ない。
- (2) 地形上急流が多く、流域延長の短い河川が多い。
- (3) 北西の季節風の影響が強く、波は高いことが多い。

【内浦】

- (1) 山沿い地帯と平野部との区切りが比較的画然としている。
- (2) 地形上緩流の河川が多く、流域延長も長く水量も豊富である。
- (3) 河口は波浪により集まる砂礫でふさがれ易い。
- (4) 海は比較的穏やかである。

2 気候

本市は、日本海型の気候区に属しており、変化に富んだ地形を反映して、気象にも地域差があり、日本海の影響を強く受ける外浦と穏和な内浦とに分けられる。特に、冬の外浦は北西の季節風が強く海は荒れ、5mを超える波になることが多い。

3 人口分布

人口は平成23年4月1日現在で17,164人である。年齢構成は、65才以上の高齢者が全体の4割をしめ、1割が15才未満の年少、生産年齢は5割となっている。人口の分布は内浦に6割、外浦に4割が居住し、日中は就業や就学等で移動し、7割が内浦に3割が外浦に生活している。

4 道路の位置等

(1) 国道

輪島市から外浦の海岸線に沿って延び、大谷町から大谷峠を通過し、内浦の飯田町を経て、海岸線に沿って能登町松波に延びる。(一般国道249号線)

(2) その他の主要道路

- 能登町柳田から馬渡を経て三崎町伏見に延びる。(珠洲道路)
- 大谷から狼煙を経て飯田までの海岸線に沿って延びる。(主要地方道大谷狼煙飯田線)
- 若山町宇都山から上黒丸を経て輪島市に延びる。(主要地方道珠洲里線)
- 三崎町粟津から本を経て正院町に延びる。(一般県道粟津正院線)
- 折戸町から東山中町を経て正院町に延びる。(主要地方道折戸飯田線)
- 能登町柳田から大町を経て若山町の延武に延びる。(珠洲広域農道)
- 能登町柳田から泥の木を経て宝立町鶉飼に延びる。(主要地方道珠洲穴水線)

5 港湾、漁港の位置等

(1) 港湾

名称	所在地	管理者	接岸可能 トン数	水深 (m)	岸壁等の長さ (m)
地方港湾飯田港	飯田町	石川県奥能登土木総合事務所 珠洲土木事務所	2,000	1.0~5.5	1,235

(2) 漁港

名称	所在地	管理者	接岸可能 トン数	水深 (m)	岸壁等の長さ (m)
真浦漁港	真浦町	珠洲市	1	2.0	108
長橋漁港	長橋町、大谷町	珠洲市	1	1.5	186
狼煙漁港	狼煙町、折戸町、高屋町	石川県奥能登土木総合事務所 珠洲土木事務所	100	2.0~4.5	1,348
寺家漁港	三崎町寺家	珠洲市	3	2.5	306
小泊漁港	三崎町小泊	珠洲市	1	0.5~1.6	78
蛸島漁港	蛸島町	石川県奥能登土木総合事務所 珠洲土木事務所	200	2.5~5.5	1,390
鶉飼漁港	宝立町鶉飼	珠洲市	10	1.0~2.5	655

6 その他の施設の位置

(1) 水道施設

名称	種別	給水区域	給水戸数	給水能力	管理者	備考
上水道 宝立浄水場	上水	宝立町の一部、若山町の一部、上戸町、飯田町、蛸島町、野々江町、熊谷町、岩坂町、正院町(平床除く)、三崎町雲津	戸 4,369	m ³ /日 8,000	珠洲市	84 - 2215
上水道 若山浄水場						82 - 0498

名称	種別	給水区域	給水戸数	給水能力	管理者	備考
三崎簡易水道	簡水	三崎町（雲津除く）、 正院町平床	804	894	〃	82 - 2209
狼煙 〃	〃	狼煙町、川浦町	116	490	〃	86 - 2314
折戸 〃	〃	折戸町	86	370	〃	86 - 2035
大谷 〃	〃	大谷町の一部、馬縹町、 長橋町浜出	254	410	〃	87 - 2142
清水 〃	〃	清水町、仁江町、片岩町 （赤島除く）	82	163	〃	
高屋 〃	〃	高屋町	68	90	〃	87 - 2413

(2) ダム

○ 生活ダム

ダムの名称		小屋ダム	貯 水 池 諸 元	集水面積	12.8 k m ²
所在地		珠洲市宝立町柏原		湛水面積	0.24 k m ²
河川名		鵜飼川水系鵜飼川		総貯水量	3,050,000 m ³
目的	洪水調節	180 m ³ /Sを50 m ³ /Sに		有効貯水量	2,700,000 m ³
	かんがい	(76.7) h a		堆砂量	350,000 m ³
	上水道	10,700 m ³ /日		洪水調節容量	1,500,000 m ³
	工業用水	—		洪水の正常な 機能の維持	550,000 m ³
	発電	—		発電容量	自家用 270 k w
ダム諸元	型式	中央コア型 ロックフィルダム		上水道容量	650,000 m ³
	堤高	56.5m		工業用水容量	—
	堤頂長	240.0m	常時満水位	E L 87.5m	
	堤体積	710,000 m ³	事業費	18,900,000 千円	
			工期	S 48年～H 5年	

○ 農業用ダム

	ダム名	目的	場所	建設年度	ダム タイプ	堤長	堤高	(防災分) 有効貯水量	管理 主体
完 了	若山	(302ha) かんがい	珠洲市 若山町	S27～S38	アース フィルダム	m 97	m 25	千m ³ 486	珠洲市
	岩坂	(253ha、120ha) かんがい、防災	珠洲市 岩坂町	S48～S59	〃	147	31	(483) 778	〃
	寺家	かんがい	珠洲市 三崎町	S60～H2	ロック フィルダム	221	35.4	千m ³ 570	〃
	杉山	かんがい、防災	珠洲市 三崎町	S28～S32	アース フィルダム	62	13	130	

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画は、基本指針や県国民保護計画において想定されている以下の武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

(1) 武力攻撃事態

武力攻撃事態は、武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態であり、その特徴、留意点は次のとおりである。

事態	特徴	留意点
ゲリラや特殊部隊による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ○事前にその活動を予測、察知ができず、突発的に被害が生ずることも考えられる。 ○少人数で使用可能な武器も限定されることから、被害の範囲は比較的狭いのが一般的だが、攻撃対象施設の種類（原子力発電所等）によっては、被害の範囲が拡大するおそれがある。 ○沿岸に侵入した小型船舶等から、特定の目標に対する攻撃も考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ダムや港湾、原子力発電所などに注意する必要がある。 ○攻撃当初は、屋内に一時避難させ、その後適当な避難地への移動等が必要である。 ○事態の状況により、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定の措置が必要である。 ○国際テロ組織の動向に注意する必要がある。
弾道ミサイル攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ○発射兆候を察知した場合でも、発射段階で攻撃目標の特定は極めて困難である。 ○短時間で我が国に着弾することが予想される。 ○着弾前に弾道の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を特定することは困難である。 ○弾道の種類により被害の態様、対応が大きく異なる。 ○通常弾頭の場合は、NBC弾頭と比較して被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○屋内への避難や消火が中心となる。 ○短時間で着弾することから、迅速な情報伝達と速やかな対応によって被害を局限化することが重要である。

事態	特徴	留意点
航空機による攻撃 (空爆)	<ul style="list-style-type: none"> ○兆候の察知は比較的容易であるが、対応の時間は少なく、攻撃目標の特定は困難である。 ○攻撃の意図、弾薬の種類により攻撃の目標、被害の程度は変化する。 ○都市部が主要な目標となることも想定され、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。 ○意図の達成まで繰り返し行われることも考えられる。 ○通常弾頭の場合は、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○攻撃目標地を限定せずに、屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示することが必要である。 ○特に生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生、拡大の防止等の措置が必要である。
着上陸侵攻 (船舶や航空機により地上部隊が上陸)	<ul style="list-style-type: none"> ○国民保護措置を実施すべき地域が広範囲で、比較的長期に及ぶことが予想される。 ○船舶による上陸の場合は、船舶等の接岸容易な地形の沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。 ○航空機による侵攻部隊の投入の場合は、大型輸送機が離着陸可能な空港の存在する地域が侵攻目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用船舶等の接岸容易な地域と隣接している場合は、特に目標となりやすいと考えられる。 ○着上陸侵攻に先立ち、航空機や弾道ミサイル攻撃が実施される可能性が高い。 ○爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油貯蔵施設など、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が予想される。 	<ul style="list-style-type: none"> ○事前の準備は可能である。 ○戦闘予想地域から先行して、広域避難が必要となる。(都道府県の区域を超える避難) ○広範囲にわたる武力攻撃災害の発生が予想されるので、復旧が重要な課題となる。

(2) N B C 攻撃

特殊な対応が必要となる N B C 攻撃についての特徴、留意点は次のとおりである。

手段	特徴	留意点
核兵器	<ul style="list-style-type: none"> ○当初段階では、核爆発に伴う熱線、爆風、放射線により爆心地周辺において被害を短時間にもたらす。 ○放射性降下物からの残留放射線が、風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。 ○中性子誘導放射能（建築物や土壌等に中性子線が放射されることで、それらの物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって爆心地周辺において被害が生じる。 ○放射性降下物は、皮膚に付着することによる外部被ばく、汚染された飲料水や食物の摂取による内部被ばくにより、放射線障害が発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○熱線による熱傷や放射線障害等に対する医療が必要となる。 ○避難に当たっては、風下をさける必要がある。 ○手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくの低減を図る必要がある。 ○口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護し、汚染の疑いのある水や食物の摂取を避け、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める。 ○汚染地域の立入制限を確実に行うことが必要である。 ○避難誘導、医療要員の被ばく管理の実施が重要である。 ○放射性物質を混入させた爆弾（ダーティボム）もあり、核兵器と比較して小規模ではあるが、爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、核兵器と同様の対処が必要となる。 ○核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染（県地域防災計画（原子力防災計画編）の簡易除染をいう。以下同じ。）その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。
生物兵器	<ul style="list-style-type: none"> ○人に知られず散布が可能である。 ○潜伏期間に感染者が移動することにより、被害拡大の可能性はある。 ○使用される生物剤の特性、感染力、ワクチンの有無、既知の生物剤か否かで被害の範囲が異なるが、二次感染による被害の拡大も考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生労働省を中心に、一元的情報収集、データ解析等のサーベイランス（疾病監視）により、感染源、感染地域の特定、病原体の特性に応じた医療活動、まん延防止の実施が重要である。
化学兵器	<ul style="list-style-type: none"> ○一般的には、風下方向に拡散する（地形・気象等の影響を受ける）。 ○空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる場合が多い。 ○特有のにおいのあるもの、無臭のもの等、性質は化学剤の種類により異なる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○原因物資の検知、汚染地域の特定、予測が必要である。 ○一般的には安全な風上の高台に誘導する必要がある。 ○汚染者には、可能な限り除染し、原因物資に応じた救急医療を行うことが重要である。 ○汚染地域の特定と除染、地域から原因物資を取り除くことが重要である。

2 緊急対処事態

緊急対処事態は、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は、当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処が必要な事態であり、事態例及び主な被害の概要は次のとおりである。

【留意点】

基本的には、大規模テロとよばれる攻撃事態など、ゲリラ・特殊部隊による攻撃における対処と類似の事態が想定される。

区分		事態例	主な被害の概要
攻撃対象施設等による分類	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	○原子力発電所等の破壊	○大量の放射性物質が放出され、周辺住民が被ばく。 ○汚染された飲食物を摂取した住民が被ばく。
		○石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	○爆発、火災の発生。 ○建物、ライフライン等の被災により社会経済活動に支障が発生。
		○危険物積載船への攻撃	○危険物の拡散により沿岸住民への被害が発生。 ○港湾・航路の閉塞、海洋資源の汚染等により社会経済活動に支障が発生。
		○ダム破壊	○下流域に及ぼす被害は多大。
攻撃手段による分類	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	○ダーティボム（放射性物質を混入させた爆弾）等の爆発による放射能の拡散	○爆発による被害は、爆弾の破片、飛び散った物体による被害、熱、炎による被害。 ○小型核爆弾は核兵器と同様である。
		○炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布	○生物剤の特徴は、生物兵器の特徴と同様。

区分	事態例	主な被害の概要
	○市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布	○化学剤の特徴は、化学兵器の特徴と同様。
	○水源地への毒素等の混入	○毒素の特徴は、化学兵器の特徴と同様。
破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態	○航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ	○施設の破壊に伴う人的被害。 ○施設の規模により被害の大きさが変化。
	○弾道ミサイル等の飛来	○攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想。 ○爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災。

第2編 平素からの備え・予防

第1章 組織・体制の整備

第1節 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、組織・体制・職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各課室における平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各課室における平素の業務

市の各課室は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【市の各課室における平素の業務】

課室名	業務
各課共通	<ul style="list-style-type: none">・各課室内の国民保護担当職員の配置及び交代要員の確保に関する事・所管施設・関係機関等の把握、安全対策に関する事
総務課	<ul style="list-style-type: none">・国民保護に関する業務の総括、各課室間の調整、企画立案等に関する事・市国民保護計画に関する事・市国民保護協議会の運営に関する事・市国民保護対策本部に関する事・避難実施要領の策定に関する事・住民の避難誘導に関する事・物資及び資機材の備蓄等に関する事・国民保護措置についての訓練に関する事・安否情報の収集体制の整備に関する事・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関する事・外国人への情報の提供、相談に関する事・特殊標章等の交付に関する事・国、県との連絡調整に関する事・関係協力機関との連絡調整に関する事・車両の調達及び配車に関する事

課室名	業務
福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の運営体制の整備に関する事 ・高齢者、障害者その他援護を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事 ・高齢者、障害者その他援護を要する者の避難誘導に関する事 ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事 ・救護班の編成に関する事 ・救護所及び収容所の設置に関する事
生活環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理体制の整備に関する事 ・衛生班の編成に関する事 ・衛生・防疫資材の調達に関する事 ・死体収容及び処理体制に関する事 ・水道施設の管理体制に関する事 ・水道施設の応急復旧体制の整備に関する事 ・被災時における飲料水の汚染対策に関する事 ・飲料水の確保、供給に関する事 ・下水道施設の応急復旧体制の整備に関する事
建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋梁、河川等の応急復旧体制の整備に関する事 ・障害物の除去及び道路、交通の確保に関する事 ・土木応急復旧資機材の確保に関する事 ・仮設住宅建築、供与体制の整備に関する事
産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物の汚染等被害調査体制の整備に関する事 ・畜産伝染病予防対策に関する事 ・水産物の汚染等被害調査体制の整備に関する事 ・漂流物の処理体制に関する事
観光交流課	<ul style="list-style-type: none"> ・商工観光施設の応急復旧体制の整備に関する事 ・観光客への安全対策に関する事
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・児童、生徒の安全確保に関する事 ・教育施設の応急復旧体制に関する事 ・避難所開設における連絡体制に関する事 ・ボランティアの受け入れ体制に関する事 ・文化財、生涯学習施設の保全に関する事
総合病院	<ul style="list-style-type: none"> ・医療班の編成に関する事 ・医療救護体制の整備に関する事
企画財政課	<ul style="list-style-type: none"> ・応急復旧の総合計画に関する事 ・予算の措置に関する事

課室名	業務
税務課 市民課 出納室 監査委員会事務局 選挙管理委員会事務局 議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の避難誘導に関する事 ・被災状況調査体制の整備に関する事
消防本部 (消防署)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に対する警報の伝達及び緊急通報の伝達に関する事 ・武力攻撃災害への対処に関する事 (救急・救助を含む) ・住民の避難誘導に関する事 ・防備資機材の点検整備及び調達に関する事 ・隣接市町相互援助隊の受け入れ体制に関する事 ・災害情報の収集及び伝達体制の整備に関する事

2 動員体制及び参集基準

(1) 職員の迅速な確保

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員の確保及び出動体制を確立しておく。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、勤務時間外、夜間、休日等においても情報伝達等初動体制を迅速に確立し、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長、国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 動員体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、初動体制から国民保護対策本部体制に至る体制を整備し、その参集基準は、次のとおりとする。

【配備体制及び職員の参集基準】

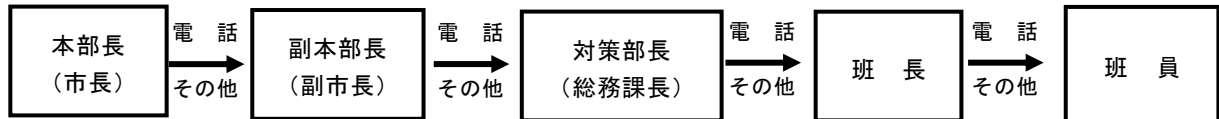
配備体制		参集基準	参集対象
初動体制	注意配備体制	○国内において武力攻撃等によると疑われる災害が発生するおそれがある場合で総務課長が必要と認めるとき ○国外において武力攻撃等が発生した場合などで、我が国に対する何らかの武力攻撃等の情報があるときで総務課長が必要と認めるとき	総務課職員
	警戒配備体制	○県内において武力攻撃等によると疑われる災害が発生するおそれがある場合で総務課長が必要と認めるとき ○他の都道府県において本県へ何らかの影響を及ぼす可能性のある武力攻撃等によると疑われる災害が発生した場合で総務課長が必要と認めるとき	総務課職員 各課室局長
	緊急事態対策室体制	○県内又は隣県で武力攻撃等によると疑われる災害が発生し、又は発生するおそれが明白な場合で市長が必要と認めるとき ○他の都道府県に国民保護対策本部が設置された場合で市長が必要と認めるとき ○県国民保護対策本部が設置された場合	市長、副市長 教育長 総務課職員 各課室局長 ※特に必要と認めるときは全職員
市国民保護対策本部体制		○内閣総理大臣から知事を経由して市国民保護対策本部設置の指定の通知を受けたとき	全職員
安定・復旧配備体制		○内閣総理大臣から知事を経由して市国民保護対策本部の指定が解除され、避難住民等が復帰し、市民生活の安定等を図るとき	関係各課
支援・受入配備体制		○他の市町において国民保護対策本部が設置された場合で、市長が必要と認めるとき ○他の市町の住民が市内に避難してくるとき	関係各課

(注) 参集対象職員の範囲は、各課室の配備計画による。

(4) 動員の伝達系統

ア 市国民保護対策本部職員

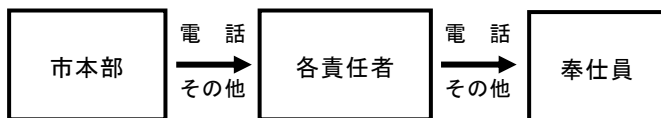
市国民保護対策本部における職員の動員は、本部長の配備体制の決定に基づき、次の系統で伝達し、動員する。



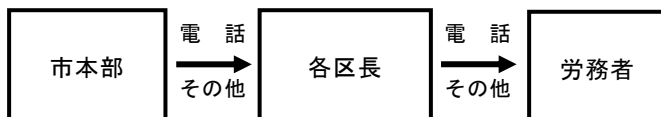
イ 消防団の動員連絡系統図



ウ 奉仕団の動員連絡系統図



エ 労務者の動員連絡系統図



※ その他とは、防災無線、口頭、伝令等による連絡方法を言う。

(5) 動員の方法

ア 本部各班は、動員の系統、職員の動員順位、連絡方法等について具体的に計画しておく。

イ 時間内においては本部職員（総務班）時間外においては宿、日直及び消防職員がこれにあたる。

(6) 職員の参集が困難な場合の対応

本部長が、交通の途絶、被災などにより参集が困難な場合は、次の順位により、その職務を代行する。

市対策本部員についても、参集が困難な場合に備えてあらかじめ代替職員を指定しておく。

【本部長の代替職員】

名称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）
市長（本部長）	副市長	総務課長

（7）職員の服務基準

市は、配備体制ごとに参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

（8）交代要員等の確保

市は、市対策本部を設置した場合、その機能が確保されるよう、防災に関する体制を活用しつつ、交代要員の確保、食料・燃料の備蓄、自家発電施設の確保等に配慮する。

3 消防機関との連携

（1）奥能登広域圏事務組合消防本部及び珠洲消防署との連携

奥能登広域圏事務組合消防本部（以下「消防本部」という。）及び珠洲消防署（以下「消防署」という。）は、市における参集基準等と同様に消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

（2）消防団の充実・活性化の推進

消防団が、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、市は、県と連携し、地域住民の消防団への入団促進、施設及び設備等の整備を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに国民保護措置についての訓練を実施する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準を参考に、消防団の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

（1）国民の権利利益の迅速な救済（法6条）

市は、武力攻撃事態等が発生した場合、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟、その他国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続き項目ごとに担当課を定める。

また、必要に応じて専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

救済制度等	救済対象手続等
<p>損失補償 (法第 159 条第 1 項)</p>	○特定物資の収用に関する事（法第 81 条第 2 項）
	○特定物資の保管命令に関する事（法第 81 条第 3 項）
	○土地等の使用に関する事（法第 82 条）
	○応急公用負担に関する事（法第 113 条第 3 項）
	○車両等の破損措置に関する事 (法第 155 条第 2 項において準用する災対法第 76 条の 3 第 2 項後段)
<p>損害補償 (法第 160 条)</p>	<p>○国民への協力要請によるもの (法第 70 条第 1・3 項、80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第 1 項)</p>
<p>不服申立てに関する事（法第 6 条、175 条）</p>	
<p>訴訟に関する事（法第 6 条、175 条）</p>	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済に係る手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、珠洲市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して、不服申立て又は、訴訟が提起されている場合には、保存期間を延長する。

第2節 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的な考え方

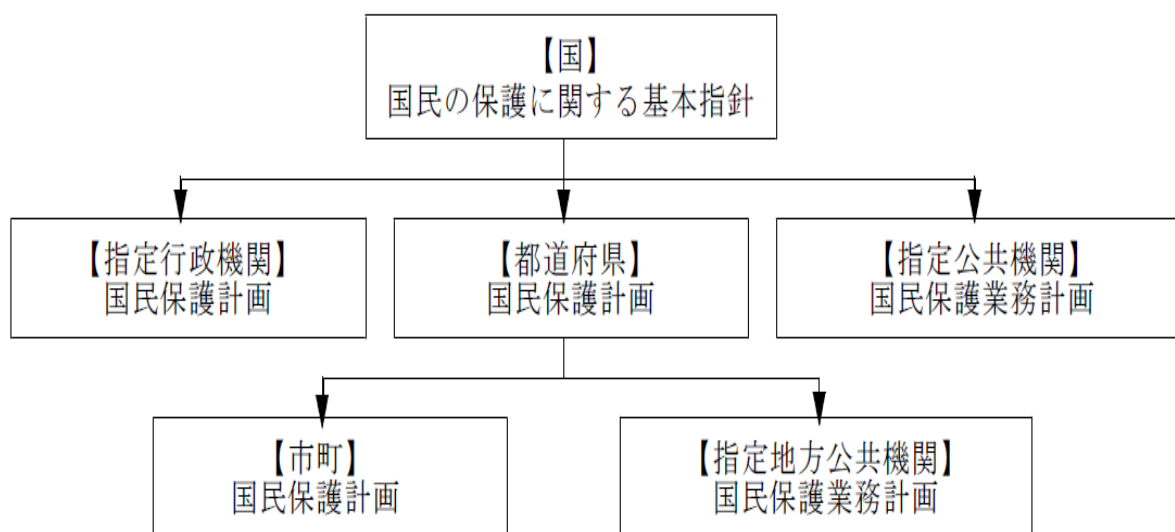
(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画と整合性の確保

市は、国、県、他の市町、指定公共機関、指定地方公共機関の関係連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

【各関係機関の計画等の関係】



(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、「避難」「救援」等の個別事項に関して、国民保護協議会のような関係機関の積極的な参加を得た意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図る。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話・FAX番号、E-mail等）について把握するとともに、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、避難方法や救援を行う場合の経路、運送手段、武力攻撃の状況等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 珠洲市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と連携を図る。

3 近隣市町との連携

(1) 近隣市町との連携

市は、近隣市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近隣市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近隣市町相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近隣市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握等

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等についての最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が行われるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組に支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

（参考）【防災のために締結されている関係機関との協定一覧】

ア 救急救護協定の締結状況

協定名	協定締結先	協定締結年月日
奥能登広域圏救急医療救護協定書	輪島鳳至医師会、輪島病院、公立穴水総合病院、公立宇出津総合病院、珠洲市総合病院	S 5 8 . 9 . 9

イ 物資協定の締結状況

協定名	協定締結先	協定締結年月日
災害時における応急及び復旧対策に関する協定書	珠洲石油業協会	H 8 . 5 . 1 5

ウ 輸送協定の締結状況

協定名	協定締結先	協定締結年月日
災害時における応急及び復旧対策に関する協定書	珠洲商工会議所運輸業分科会	H 8 . 7 . 2 5

エ 災害復旧協定の締結状況

協定名	協定締結先	協定締結年月日
災害時における応急及び復旧対策に関する協定書	珠洲建設業協会	H 8 . 5 . 1 3
	珠洲管工事組合	H 8 . 8 . 1

オ 情報収集、災害復旧協定締結状況

協定名	協定締結先	協定締結年月日
災害時における応急及び復旧対策に関する協定書	珠洲郵便局	H 9 . 1 0 . 8

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織に対する支援

市は、自主防災組織の核となるリーダーに対しての研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互間及び消防団との連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3節 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等の通信の確保が重要であることから、非常時における通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信のため確保している通信手段（防災行政無線、石川県総合防災情報システム、ファクシミリ、災害時優先電話、携帯電話等）を活用するとともに円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における対応と並行して、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4節 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知、伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対し、これらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運用・管理、整備等を行う。

施設 ・ 設備 面	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等を迅速かつ確実に通知・伝達できるよう、緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等の情報通信手段を的確に運用・管理・整備する。
	<ul style="list-style-type: none"> 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備 (有線・無線系、地上系、衛星系による伝送路の多ルート化等) 関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。

運 用 面	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定し非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他情報の伝達に際し、援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 地域特性への配慮

市は、長い海岸線を有している地域特性にかんがみ、県、県警察等と連携し、海岸における不審者等の情報についての通報体制の整備を図るよう努める。

(4) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図るものとする。この場合において、自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会等と協力体制の構築、連絡窓口の整備等、高齢者、障害者、外国人、観光客等に対する伝達に配慮する。

また、市は、警報を通知すべき「その他の関係機関」をあらかじめ定めておく。

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の伝達等に必要な防災行政無線が確実に機能するよう保守、管理に努める。

また、防災行政無線のデジタル化の推進や難聴地区の解消に努める。

(3) 県警察等との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と協力体制を構築する。また、必要に応じて七尾海上保安部（以下「海上保安部」という。）との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係る住民へのサイレンの周知

国民保護に係る住民への警報音（平成17年7月6日付け消防運第17号国民保護運用室長通知「国民保護に係る警報のサイレンについて（通知）」）については、訓練や視聴放送等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に存在する学校、病院、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續、その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名（フリガナ）
- ② 出生の年月日
- ③ 男女の別
- ④ 住所（郵便番号を含む）
- ⑤ 国籍
- ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑦ 負傷（疾病）の該当
- ⑧ 負傷又は疾病の状況
- ⑨ 現在の居所
- ⑩ 連絡先その他必要情報
- ⑪ 親族・同居者への回答の希望
- ⑫ 知人への回答の希望
- ⑬ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

2 死亡した住民

（上記①～⑥に加えて）

- ⑭ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑮ 遺体が安置されている場所
- ⑯ 連絡先その他必要情報
- ⑰ ①～⑥及び⑭～⑯を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への同意

（2）安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を安否情報システム等で効率的かつ安定的に整理し、報告及び提供することができるよう安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制の確認を行っておく。

（3）安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、大規模事業所等安否情報を保有し収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握しておく。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

（1）情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

年 月 日 時 分
珠洲市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所又は地域
 (1) 発生日時 年 月 日
 (2) 発生場所 珠洲市 町 番地 (北緯 度・東経 度)

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町名	人的被害				住宅被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

4 可能な場合、死者について、死亡地の市町名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町名	年月日	性別	年齢	概況

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5節 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、危機管理を担当する専門職員を育成するため、国及び県の研修機関（消防大学校、市職員中央研修所、自治研修センター、県消防学校等）の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国・県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して、国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材等を活用するなど多様な方法による研修を行う。

(3) 外部有識者による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、県の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊、警察、消防等の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町、県、国等の関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、海上保安部、自衛隊、指定（地方）公共機関等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

市は、訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者の意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ア 市対策本部を迅速に設置するための職員参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- イ 警報・避難の指示等の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- エ 市は、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員等と連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- オ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- カ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害対処に関する平素からの備え

避難の指示等を受けたとき、的確かつ迅速に避難誘導を行うとともに、所要の救援に関する措置が実施できるよう、避難及び救援に関する平素からの備えについて定める。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

また、県が準備する避難に関する基礎的資料の収集等に協力する。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

○住宅地図

(※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口データ)

○区域内の道路網のリスト

(※ 避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路リスト)

○輸送力リスト

(※ バス、船舶等の運送業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)

(※ バス網、保有車両数等のデータ)

○避難施設のリスト

(※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)

○備蓄物資、調達可能物資のリスト

(※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)

○生活関連等施設のリスト

(※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)

○関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定

○自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員等の連絡先等一覧

(※ 代表者及びその代理の者の連絡先等)

○消防機関のリスト

(※ 消防機関連絡先及び装備資材リスト)

○避難行動要支援者の避難支援プランの作成

(2) 隣接する市町との連携

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援のあり方等について意見交換や訓練を行うなど、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮

市は、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難誘導に当たって、自然災害時の対応と同様、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員等の協力を得て、「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、消防庁及び県が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し関係機関（消防、県、県警察、海上保安部、自衛隊、指定（地方）公共機関等）と緊密な意見交換を行いつつ、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておく。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととれた場合や市が行う県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取り組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、県と連携して、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

○輸送力に関する情報

- ① 保有車輛等（定期・路線バス、船舶等）の数、定員
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など

○輸送施設に関する情報

- ① 路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
- ② 港湾（港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など）
- ③ ヘリポート（ヘリポート名、面積、管理者の連絡先など）

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民の運送及び緊急物資の運送を円滑に行うため、道路管理者等の協力を得て、適切な運送経路の把握に努める。

5 交通の確保に関する体制等の整備

(1) 武力攻撃事態等における交通規制

市は、県警察が実施する交通規制に協力し、武力攻撃事態等による交通の混乱を防止し、住民の避難路及び緊急交通路を確保する。

(2) 緊急通行車両に係る手続き

市は、武力攻撃事態において、応急、復旧対策等を迅速、的確に実施するため、あらかじめ、県公安委員会が実施する緊急通行車両に係る事前届出等を行っておく。

6 避難施設の指定への協力

(1) 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

また、市は県が指定した避難施設に関する情報を県と共有するとともに県と連携して住民に周知する。

(2) 避難施設の廃止、用途変更等

市は、避難施設として指定を受けた施設の廃止、用途の変更及び改築等により、重要な変更があった場合にはその情報を県に報告する。

(3) 住民に対する情報提供

市は、県の避難施設データベースの情報を、消防、県警察、自主防災組織等の協力を得ながら避難施設の場所、連絡先等、住民が迅速に避難を行うため必要な情報を周知する。

第3章 生活関連等施設等の把握・安全確保等

武力攻撃事態等において、国民の日常生活や周辺地域の住民等に大きな影響を及ぼすことが考えられる生活関連等施設の安全確保等に努める。

第1節 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、市内に所在する生活関連等施設について、自ら保有する情報や県による情報の提供等に基づき把握し、武力攻撃事態等の際に利用できるように「生活関連等施設リスト」を別途整備する。

なお、生活関連等施設リストの整備に当たっては、次の項目を記載する。

- 施設の種類
- 名称
- 所在地
- 管理者
- 連絡先
- 危険物質等の内容物
- 施設の規模

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【施設の種類及び所管省庁】

国民保護法 施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第 27 条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	旅客ターミナル、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省、農林水産省
第 28 条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高压ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む）	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む）	原子力規制委員会
	8号	毒劇物（医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）	厚生労働省、農林水産省
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

（２）市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、県の措置に準じて消防、県警察、海上保安部等と連携を図り警戒等の予防措置を実施する。

【予防措置】

- 来場者確認の徹底等不審者対策
- 警察・消防等への定期的巡回依頼と連絡体制の確認
- 職員及び警備員による見回り・点検
- ポスターや館内放送等による利用者への広報啓発
- その他、施設の種別等に応じた予防対策

第4章 物資及び資材の備蓄、整備

住民の避難や救援、その他国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、その備蓄、整備について必要な事項を定める。

1 基本的な考え方

(1) 防災のための備蓄との関係

市は、国民保護措置のための住民の避難や救援に必要な物資や資材と、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、相互に活用するとともに武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、調達体制を整備する。

また、相互に活用できるよう防災のための備蓄品目、備蓄量、備蓄場所、物資、資材の供給要請先等の確実な把握に努めるとともに、備蓄物資等の一覧表を別途整備する。

(2) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資の備蓄・整備について、県と密接な連携のもとで対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達できるよう、他の市町村や事業所等との間で、供給に関する協定等を締結するなど必要な体制を整備する。

2 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材の備蓄、整備

(1) 防災のための備蓄と相互に兼ねることができる物資及び資材

市は、住民の避難及び救援の実施に当たり必要な物資及び資材で国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるものについては、その備蓄状況を踏まえ、備蓄整備する。

【住民の避難及び避難住民の救援に必要な物資、資材の例】

食料、飲料水、被服、毛布、医薬品、仮設テント、燃料など

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

市は、国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置などの資機材や安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において備蓄・調達体制を整備することとされているため、国及び県の整備の状況等も踏まえ県と連携しつつ適切に対応する。

【国民保護措置の実施のために特に必要な物資、資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射線物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具など

(注) 安定ヨウ素剤：予防的に服用すれば、人体に有害な放射性ヨウ素の体内への蓄積を防ぐことができるもの

3 市が管理する施設及び設備の整備及び点検

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備または点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

また、施設の応急の復旧に関して、あらかじめ、事業者間の応援体制の整備に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、その管理する土地、建物等について、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記、その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備する。

また、その適切な保存を図り、バックアップ体制を整備するよう努める。

4 指定（地方）公共機関との連携

市は、指定（地方）公共機関と連携し、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材について、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努める。

また、武力攻撃災害において迅速に供給できる体制を整備する。

5 調達体制の整備

市は、県と連携して備蓄のほかに、食料、生活必需品、医療救護資機材、医薬品等の調達に関し、武力攻撃事態が長期にわたった場合においても、国民保護措置の実施に必要な物資及び資材を調達することができるよう、関係事業者等と協定を締結するなど必要量の確保に努める。

第5章 国民保護に関する啓発

国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、あらゆる機会を通じ説明を行うことが重要であることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発について必要な事項を定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 周知・啓発の方法

市は、県、国と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、ケーブルテレビ、インターネット等の様々な媒体等を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行う。

また、住民向けの研修会、座談会等を実施する。

この場合、市は、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団、自主防災組織の特性も活かしながら地域住民に啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害能力育成のため、小中学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のため教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民が取るべき行動等に関する啓発

(1) 住民が取るべき対処等の啓発

市は、住民からの次の通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

- 武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報。
- 不審物等を発見した場合の管理者に対する通報

また、市は、住民がとるべき次の対処について、国又は県が作成する各種資料を活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

- 弾道ミサイルの飛来の場合に住民がとるべき対処
- テロが発生した場合に住民がとるべき対処

(2) 運転者のとるべき措置の周知徹底

警察は、武力攻撃事態等において、自動車等の運転者がとるべき次の措置等について自然災害時の措置に準じて周知徹底を図るものとなっている。

- 車両の道路左側への停止
- 交通情報の入手
- 規制区間外への車両の移動
- 警察官の指示に従うこと

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 実施体制の確立

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、武力攻撃事態や、緊急処理事態の認定が行われる前の段階等においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことが極めて重要となることから、政府による事態認定の前の段階等における市の初動体制について定める。

第1節 初動体制

1 緊急事態対策室等の設置

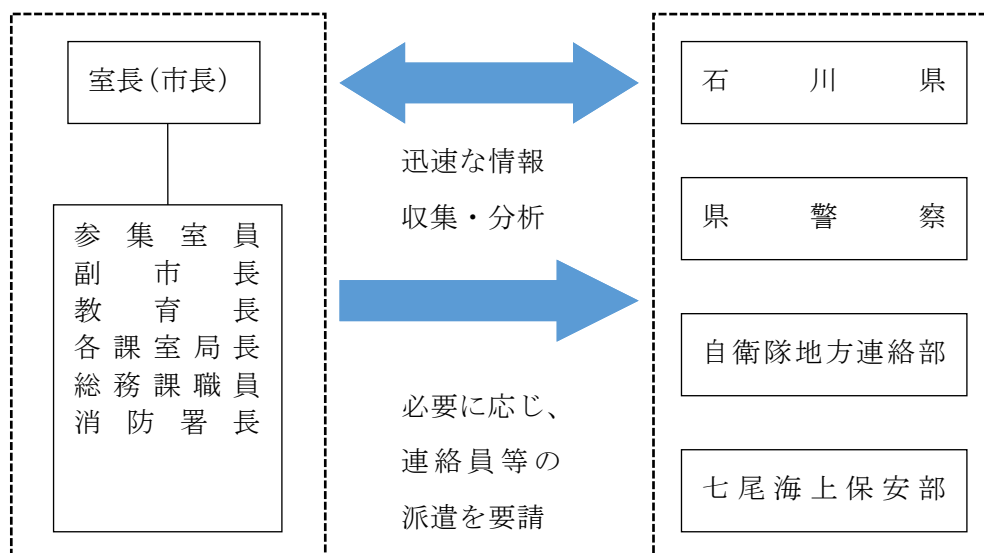
(1) 緊急事態対策室等の設置

市長は、現場からの情報により武力攻撃等によると疑われる災害が発生し、又は発生するおそれがある行為等の事案の発生を把握した場合において、市としての確かつ迅速に対処するため、危機管理に不可欠な人数により構成される次の配備体制をとる。

(詳細は、第2編第1章第1節2のとおり)

- ① 注意配備体制
- ② 警戒配備体制
- ③ 緊急事態対策室体制

【珠洲市緊急事態対策室の構成】



(2) 職員の参集

「配備体制及び職員の参集基準」(第2編第1章第1節2)により参集対象となっている職員は、参集の指示があったとき、別途定める所定の参集場所に参集し、初動対応等を行う。

なお、所定の参集場所に参集できない場合(交通機関の途絶等)は、別途定める最寄りの非常参集場所に参集する。

2 初動時の措置

(1) 事案の報告

市職員は、住民からの通報、市(当直)からの連絡、その他の情報により、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合、把握した事案を国民保護担当課を通じて直ちに市長に報告する。また、県警察にも通知を行う。

(2) 県への連絡

市は、緊急事態対策室を設置したときは、直ちに事案の発生について、県に連絡する。

(3) 情報収集・提供

緊急事態対策室は、県警察、消防、海上保安部、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、指定(地方)公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。

(4) 緊急事態対策室等における初動措置

市は、緊急事態対策室等において、主に次のことを実施する。

① 注意配備体制

- 情報の収集及び不測事態への準備

② 警戒配備体制

- 情報収集の強化
- 関係機関等との連絡、調整
- 連絡会議等の開催による対応策の検討・実施

③ 緊急事態対策室体制

- 情報の収集・分析
- 関係機関との連絡、調整
- 緊急対策会議等の開催による対応策の検討・実施
- 市対策本部の設置への備え

(5) 消防機関との連絡調整

市は、緊急事態対策室等において、各種の連絡調整に当たるとともに現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは、救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

(6) 県警察との連携

市は、警察官職務執行法に基づき警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

(7) 市対策本部の設置の指定がない場合の措置

政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部の設置の要請などの措置などを行う。

(8) 支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県の関係機関や他の市町に対し、支援を要請する。

3 市対策本部への移行

(1) 市は、緊急事態対策室を設置した後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき旨の通知を受けた場合、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに緊急事態対策室は廃止する。

(2) 市は、災対法に基づく災害対策本部を設置した後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき旨の通知を受けた場合、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに災害対策本部は廃止する。

なお、市対策本部の設置前に災対法に基づく避難の指示等の措置がすでに講じられている場合には、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

4 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが、市に関して対策本部を 設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、緊急事態対策室等を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

※【消防庁における体制】

消防庁においては、武力攻撃等の兆候に関する情報を入手した場合においては、官邸危機管理センターの対応状況も踏まえ、消防庁情報連絡室を設置するとともに、県に対し連絡することとされている。また、発生した災害の状況が不明であり、武力攻撃等の生起の可能性が高いと判断される場合等には、緊急事態対策室を設置するとともに、県に連絡することとしている。

第2節 市対策本部の設置等

武力攻撃事態等において、市対策本部を設置すべき市として指定を受けた場合は、市対策本部を迅速に設置し、国民保護措置を総合的に推進する必要があることから、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について定める。

1 市対策本部の設置・手順等

市対策本部を設置する場合は、次の手順により行う。

(1) 市対策本部を設置すべき市の指定通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

(2) 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。

(※事前に緊急事態対策室を設置していた場合は、市対策本部に切り替える。)

(3) 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、緊急連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

市職員は、参集の指示があったとき、直ちに参集し、初動対応等を行う。

(4) 市対策本部の開設

① 設置場所

ア 原則

市対策本部担当者は、市庁舎3階会議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な資機材の配置等必要な準備を開始する。

特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認する。

イ 市庁舎が被災した場合等の対応

市庁舎が被災、占拠等により、対策本部を設置することが適当でないと認めるときは、市庁舎以外の場所に市対策本部を設置する。

市は、市庁舎に対策本部を設置することができない場合に備え、あらかじめ市対策本部を設置する予備施設を定めておく。

② 設置の連絡等

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。また、近隣市町、指定地方公共機関等に対して、市対策本部を設置した旨を連絡する。

ア 連絡先機関

- (ア) 近隣市町
- (イ) 県警察
- (ウ) 消防署
- (エ) 自衛隊石川地方協力本部
- (オ) 指定地方公共機関
- (カ) その他関係機関

イ 連絡内容

- (ア) 本部設置の日時、場所、連絡先
 - (イ) 設置の原因となった武力攻撃事態等の概要
 - (ウ) 国民保護措置実施体制への移行の要請
- (5) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

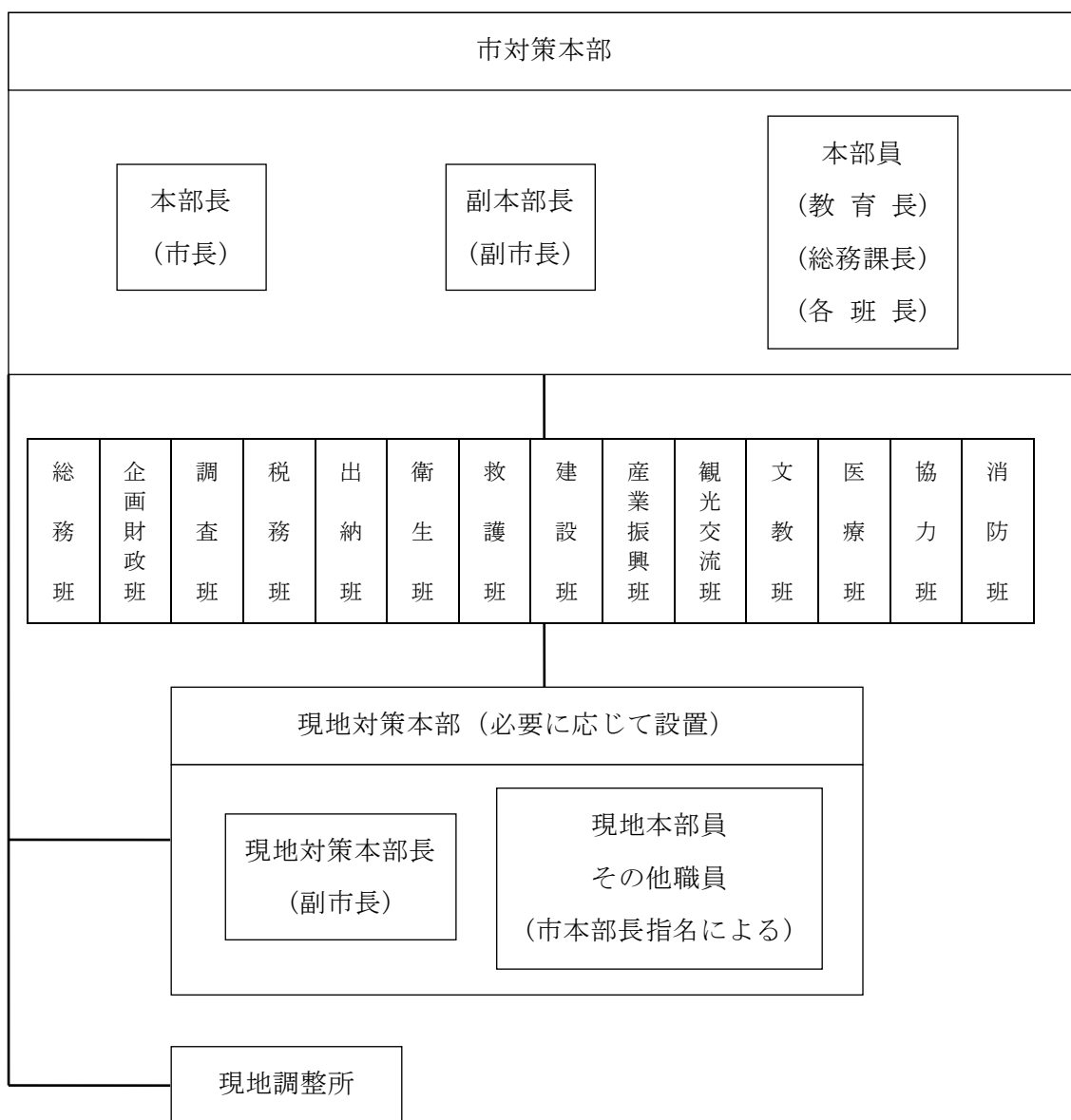
2 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するため必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

3 市対策本部の組織・担当別業務

(1) 市対策本部の組織構成

① 市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。



(2) 市対策本部各班の主な業務

市対策本部の各班の主な業務は、次のとおりである。

なお、市対策本部の各班の組織、運営、所掌事務等については、別途定める。

班名	班長	主な業務
総務班	総務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市対策本部設置に関する事 ・ 対策本部会議の運営に関する事 ・ 避難実施要領の策定に関する事 ・ 非常通信に関する事 ・ 警報及び緊急通報の通知・伝達に関する事 ・ 避難の指示の伝達に関する事 ・ 職員の非常招集に関する事 ・ 各班との連絡調整に関する事 ・ 県対策本部との連絡調整に関する事 ・ 関係機関との連絡調整に関する事 ・ 自衛隊の国民保護派遣要請に関する事 ・ 安否情報、被災情報の収集に関する事 ・ 安否情報、被災情報の提供に関する事 ・ 被災記録及び報告に関する事 ・ 人員及び物資等の輸送に関する事 ・ 避難施設の運営体制に関する事 ・ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事 ・ 外国人への情報の提供、相談に関する事 ・ 広報に関する事 ・ 車両の調達に関する事 ・ 市有財産の被害調査に関する事 ・ 特殊標章等の交付に関する事 ・ 他の班に属しない事項
企画財政班	企画財政課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各班との連絡調整に関する事 ・ バス等の緊急輸送手段の確保に関する事 ・ 関係機関への陳情等 ・ 応急復旧の総合計画に関する事 ・ 災害予算及び緊急経費の措置に関する事
調査班	市民課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者の調査に関する事
税務班	税務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家屋等の被災状況調査に関する事 ・ 災害に伴う市税の免除措置に関する事
出納班	出納室長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急物資の調達に関する事 ・ 対策本部関係の経費に関する事

班名	班長	主な業務
衛生班	生活環境課長	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生関係施設の被害調査及び応急対策に関すること ・衛生班の編制に関すること ・被災地及び避難地の防疫及び清掃に関すること ・廃棄物処理に関すること ・避難所等の防疫に関すること ・救急用医薬品及び衛生、防疫用資材の調達配分に関すること ・へい死鳥獣の処理に関すること ・死体処理に関すること ・水道施設の被害調査及び災害復旧に関すること ・被災時における飲料水の汚染対策に関すること ・飲料水の確保、供給に関すること ・下水道施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること
救護班	福祉課長	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること ・被災者の救護に関すること ・避難所及び収容施設の設置に関すること ・救護班の編成に関すること ・救護所の開設に関すること ・炊き出し等に関すること ・救援物資の受給配分に関すること ・日本赤十字社との連絡調整に関すること
建設班	建設課長	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋梁、河川等の被害調査及び応急復旧に関すること ・道路、交通の確保に関すること ・障害物の除去に関すること ・土木応急復旧資材の確保に関すること ・応急仮設住宅の建築、供与に関すること ・道路の除雪対策に関すること
産業振興班	産業振興課長	<ul style="list-style-type: none"> ・農地、農業用施設の被害調査並びに応急復旧に関すること ・農産物の汚染等被害調査に関すること ・畜産伝染病予防対策に関すること ・水産物の汚染等被害調査に関すること ・水産施設の被害調査及び応急復旧に関すること ・漁港施設の被害調査及び応急復旧に関すること ・水産船舶関係等の被害調査に関すること ・漂流物及び漂着物の処理に関すること ・林産施設の被害調査及び応急復旧に関すること
観光交流班	観光交流課長	<ul style="list-style-type: none"> ・商工観光関係施設の被害調査及び応急復旧に関すること ・観光客の安全確保に関すること

班名	班長	主な業務
文教班	教育長 学校教育課長 生涯学習課長	<ul style="list-style-type: none"> ・児童、生徒の安全確保に関すること ・被災児童生徒の応急教育対策に関すること ・被災児童生徒に対する教科書、学用品の確保、調達、支給に関すること ・教育施設の応急復旧に関すること ・避難所開設に関すること ・ボランティアの受入に関すること ・文化財、社会教育施設の被害調査及び応急復旧に関すること
医療班	病院長 事務局長	<ul style="list-style-type: none"> ・医療班の編成に関すること ・医療、救護に関すること
協力班		<ul style="list-style-type: none"> ・市本部長の指示により各班に協力する
消防班	消防署長	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に対する警報の伝達及び緊急通報の伝達に関すること ・武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む） ・住民の避難誘導に関すること ・防備資機材の点検整備及び調達に関すること ・隣接市町相互救援隊の受入に関すること ・災害情報の収集及び伝達に関すること

（３）市現地対策本部

① 設置

市長は、必要に応じ市現地対策本部を設置する。

② 構成

市現地対策本部長、市現地対策本部員は、市対策本部副本部長、市対策本部員その他職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

③ 所掌事務等

現地対策本部の組織、運営、所掌事務等については、別途定める。

（４）本部設置の表示及び公表

市対策本部及び市現地対策本部を設置した場合は、直ちにその表示を行うほか、県、関係機関及び報道関係機関に通報するとともに、市民に周知する。なお、廃止した場合も遅

延なく通報を行い、市民に周知する。

4 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

【市対策本部における広報体制】

(1) 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において、住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

(2) 広報手段

広報誌、ケーブルテレビ・ラジオへの情報提供、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

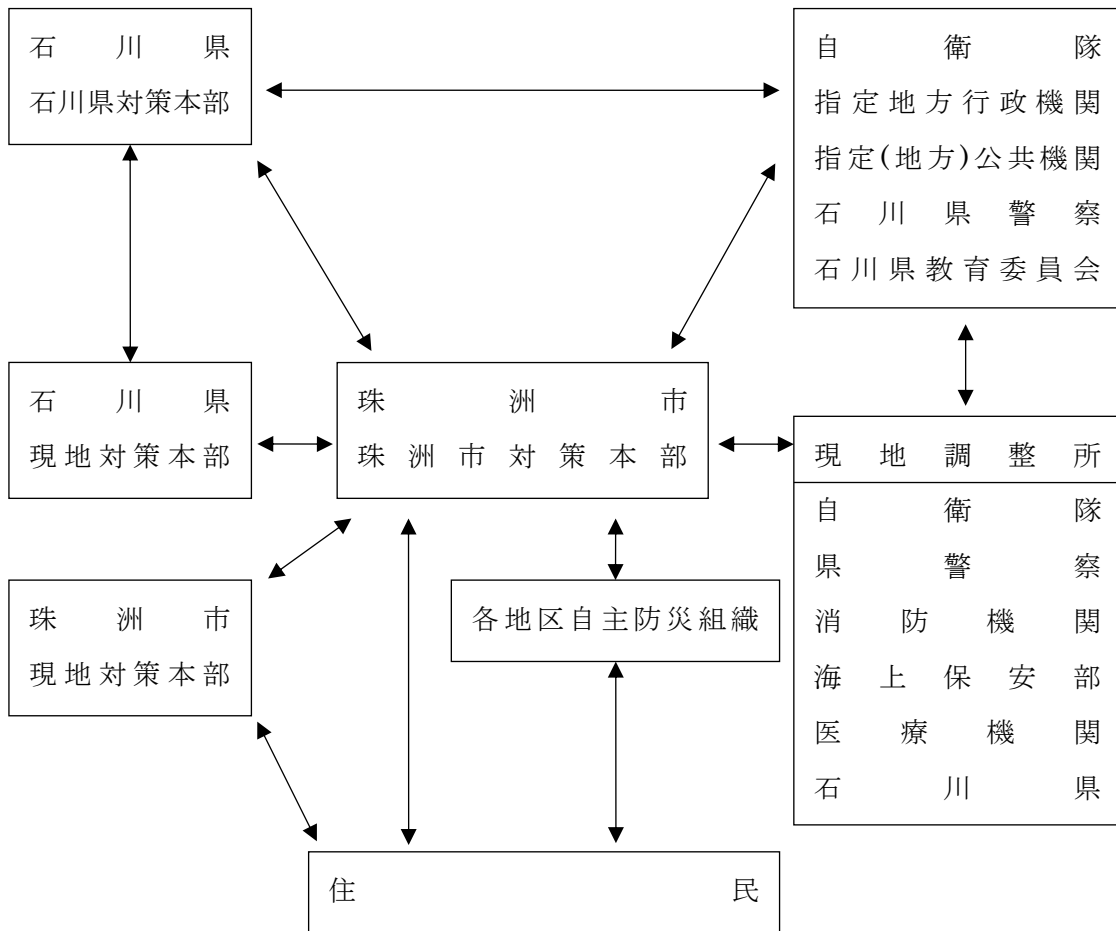
(3) 留意事項

- ① 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応する。
- ② 市対策本部において、重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行う。
- ③ 県その他関係機関と相互に情報交換をし、連携した広報体制を構築する。

5 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認められるときは、現地調整所を設置し（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し）関係機関相互に連絡調整を図り、情報共有及び活動調整を行う。

【連絡系統及び組織編成】



6 市対策本部長の権限

市対策本部長は、市内における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たって、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

(1) 市内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市内における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、必要があると認めるときは、国民保護措置に関する総合調整を行うことができる。

(2) 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して、所要の総合調整を行うよう要請することができる。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求めることができる。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

(3) 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市内に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求めることができる。

(4) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、関係機関に対し、市内における国民保護措置の実施の状況について、報告又は資料の提出を求めることができる。

(5) 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市内における国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

7 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、移動系市防災行政無線、消防無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系防災行政無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で、国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど、通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

8 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて、市対策本部の設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

この場合、市対策本部の設置の連絡等に準じて、廃止した旨を関係機関に連絡する。

第3節 関係機関相互の連携・応援等

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町、指定（地方）公共機関、その他関係機関と相互に綿密に連携する必要があることから、それぞれの関係機関との連携を円滑に進めるために必要な事項について定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により、密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図り、国の現地対策本部が合同対策協議会を開催する場合は、国民保護措置に関する情報を交換し、各関係機関が実施する国民保護措置について相互に協力する。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し、必要な要請を行う。

この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

なお、連絡先等の一覧は、別途整備する。

(2) 知事等に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請

(1) 自衛隊の部隊等の派遣要請等

市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対

し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、自衛隊石川地方協力本部長又は市の国民保護協議会の委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては陸上自衛隊中部方面総監（伊丹市）、海上自衛隊にあっては、海上自衛隊舞鶴地方総監、航空自衛隊にあっては、航空自衛隊中部航空方面隊司令官（入間市）を介し、防衛大臣に連絡する。

なお、要請を行う場合には、次の事項を明らかにし、文書により行う。

- （ア）武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- （イ）派遣を希望する期間
- （ウ）派遣を希望する区域及び活動内容
- （エ）その他参考となるべき事項

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電話その他の通信手段により行う。

【想定される自衛隊の国民保護措置の内容】

- （ア）避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）
 - （イ）避難住民等の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等）
 - （ウ）武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等）
 - （エ）武力攻撃災害の応急復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）
- （2）自衛隊の部隊との意思疎通

市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 緊急消防援助隊の応援要請

市長は、次の場合、知事に対し、緊急消防援助隊の応援要請を行うよう求める。

○ 大規模、特殊災害が発生し、市の消防力及び相互応援協定による消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断した場合

5 県、他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

① 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、応援を求める際の活動の調整や手続きについては、その相互応援協定等に基づき行う。

(2) 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで応援を求める。

(3) 事務の一部の委託

① 市が国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、次の事項を明らかにして行う。

○ 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

○ 委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項

② 市は、他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長は、その内容を速やかに議会に報告する。

6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣の要請を行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。

また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を通じて行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。

また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員について、あっせんを求める。

7 指定（地方）公共機関への措置要請・職員の派遣要請

（1）措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定（地方）公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

（2）職員の派遣要請

市は、国民保護措置の実施のため必要があるとき、特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣要請を行う。

（3）派遣のあつせん

市は、「（2）職員の派遣要請」の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。

また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し「（2）派遣要請」の職員の派遣についてあつせんを求める。

8 市の行う応援等

（1）他の市町村に対して行う応援等

① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由がある場合を除き必要な応援を行う。

② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

（2）指定（地方）公共機関に行う応援等

市は、指定（地方）公共機関の行う国民保護措置の実施について、労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由がある場合を除き、必要な応援を行う。

9 ボランティア団体等に対する支援等

（1）自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全の確保に配慮しつつ、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、住民からのボランティア活動の可否を判断する。

市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、ボランティア関係団体等と相互に協力し、次のような受入体制等の確保に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

- 被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握
- ボランティアへの情報提供
- ボランティアの生活環境への配慮
- 避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等におけるボランティアの登録・派遣調整

(3) 民間からの救援物資の受け入れ等

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について受け入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受け入れ、仕分け、避難所への配送等の体制を整備する。

10 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分配慮する。

なお、この協力は、住民の自発的な意思にゆだねられるものであることを十分留意する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4節 国民保護措置に従事する者等の安全確保

ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付し、又は使用させることができることから、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について定める

※ 特殊標章等の意義について

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行う者及びこれらの者が国民保護措置に係る職務等を行うため使用する場所、若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

1 特殊標章等の交付

(1) 特殊標章（文民保護標章）等の交付及び管理

① 交付及び使用

市長等は、別途定める特殊標章等の交付要綱の規定に基づき、必要に応じ、以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付し、及び使用させる。

ア 市長

- 国民保護措置に係る職務を行う市の職員
- 消防団長及び消防団員
- 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 消防長

- 国民保護措置に係る職務を行う消防職員
- 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

【特殊標章等】

① 特殊標章

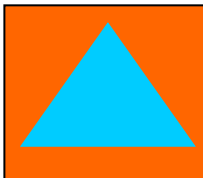
第一追加議定書第66条3に規定される特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

② 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書

③ 識別対象

国民保護関係者、保護のために使用される場所等



- ・ 三角形の一つの角が垂直に上を向いていること。
- ・ 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。

2 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、次の点について教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

- ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義
- 標章等を使用するに当たっての濫用防止のための規定等

3 安全確保のための配慮、情報提供等

(1) 安全への配慮

市は、市、指定（地方）公共機関が行う市内の国民保護措置について、その職務や業務の内容に応じて安全の確保に配慮する。

(2) 市における情報提供

市は、国民保護措置の従事者の安全確保のため、避難施設等における館内放送や掲示、防災行政無線などの方法により、次に掲げる者に対して、必要な情報を提供する。

- 運送事業者
- 避難誘導者
- 救援従事者
- 自主防災組織
- ボランティアなど

(3) 連絡・応援体制の活用

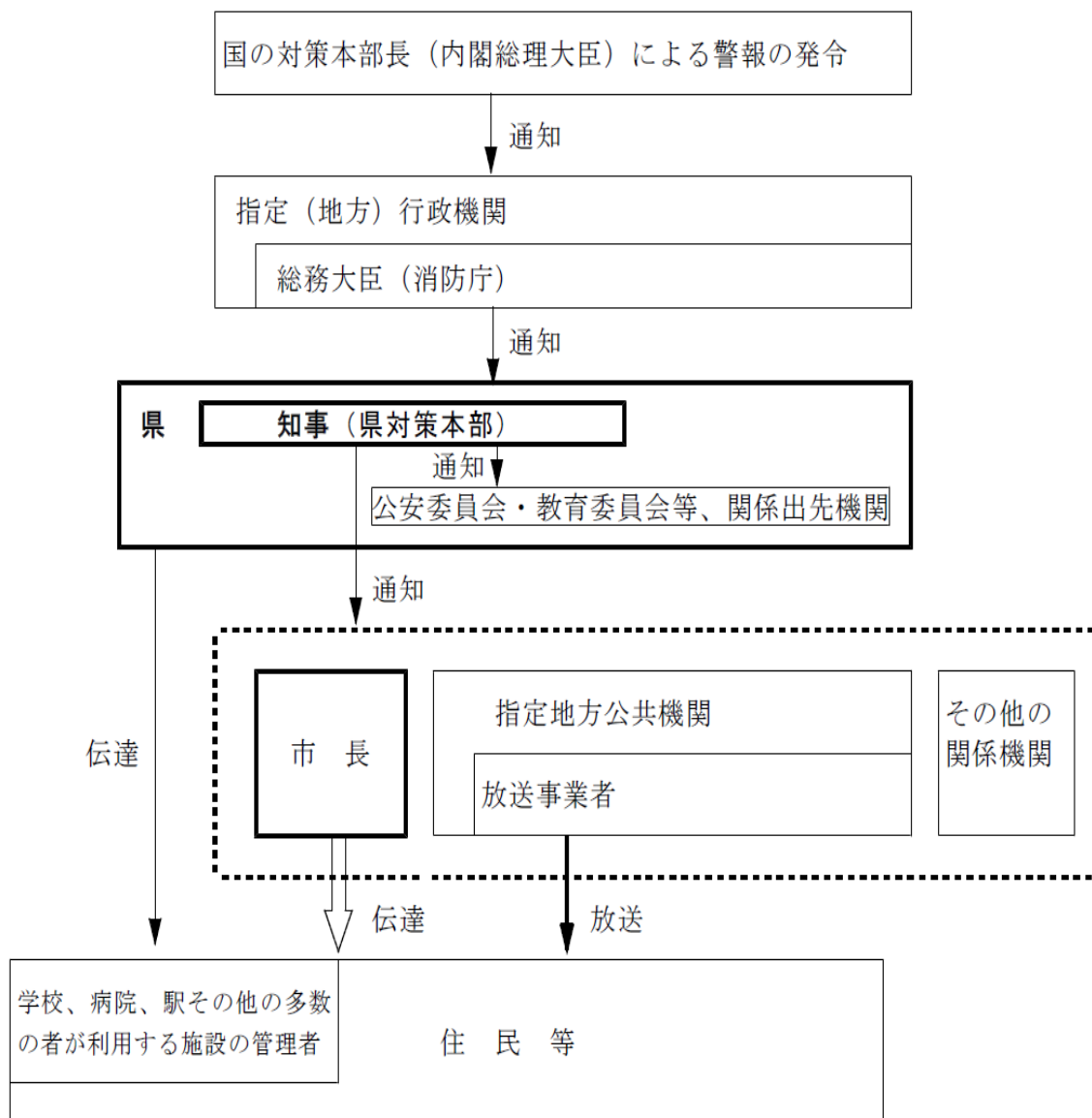
市は、国民保護措置の従事者の安全確保に当たり、県等との連絡・応援体制を十分活用する。

第2章 避難等に関する措置

第1節 警報・緊急通報の伝達及び通知

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、国の対策本部長が発令する警報の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について定める。

【警報の発令、通知の仕組み】



※警報の伝達に当たっては防災行政無線のほか広報車等を活用することなどにより行う。

※ホームページに警報の内容を掲載するなどあらゆる方法により伝達する。

1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

市長は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、受信した旨を直ちに県に返信するとともに、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民等に警報の内容を伝達する。

なお、情報の確実な伝達を期するものとする。

【伝達先】

- 住民
- 関係のある公私の団体（自治会等の市町の実情に応じて定めておくもの）
- 市が所管する施設（保育所等）
- 学校、病院、駅その他の多数の者が利用する施設の管理者

(2) 警報の内容の通知

- ① 市は、市の他の執行機関、その他関係機関（教育委員会、総合病院等）に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表は速やかに行うとともに、市のホームページに掲載する。

2 警報の内容の伝達方法

(1) 伝達方法

警報の内容の伝達方法について、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

- ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して、住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

ア この場合は、原則としてサイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用する。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、社会福祉協議会等への協力依頼などの、防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も活用する。

(2) 伝達体制

市長は、消防機関と連携し、或いは自主防災組織の自発的な協力を得て、各世帯等に警報の内容を伝達する。

この場合において、消防機関が保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、社会福祉協議会等の協力を得て、避難行動要支援者等（高齢者、障害者、外国人等）に対する伝達に配慮する。

① 病院・社会福祉施設利用者への伝達

市長は、管轄する地域の病院・社会福祉施設の管理者に対して、連絡をする。

連絡を受けた病院・福祉施設の管理者は、入院患者、入所者等に対して迅速かつ的確に伝達を行う。

② 在宅の高齢者、障害者等への伝達

市長は、社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織と連携し、在宅の高齢者、障害者等に対して直接連絡を行うよう努める。

③ 外国人への伝達

市長は、外国人に対して、伝達を行うよう努める。

④ 警報の解除の伝達

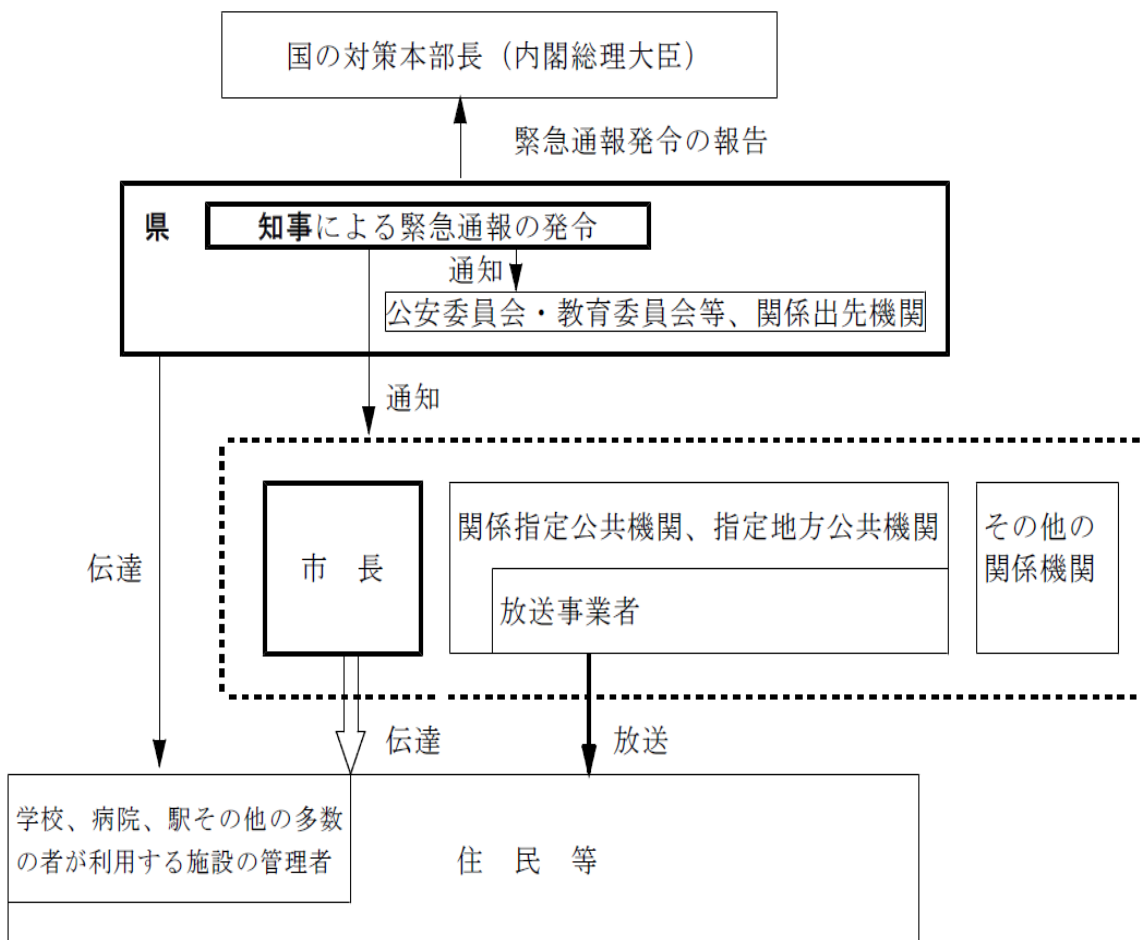
警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しない。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

(3) 県警察との連携

市は、県警察の駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確にかつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

3 緊急通報の伝達等

【緊急通報の伝達、通知等の仕組み】



(1) 緊急通報の伝達

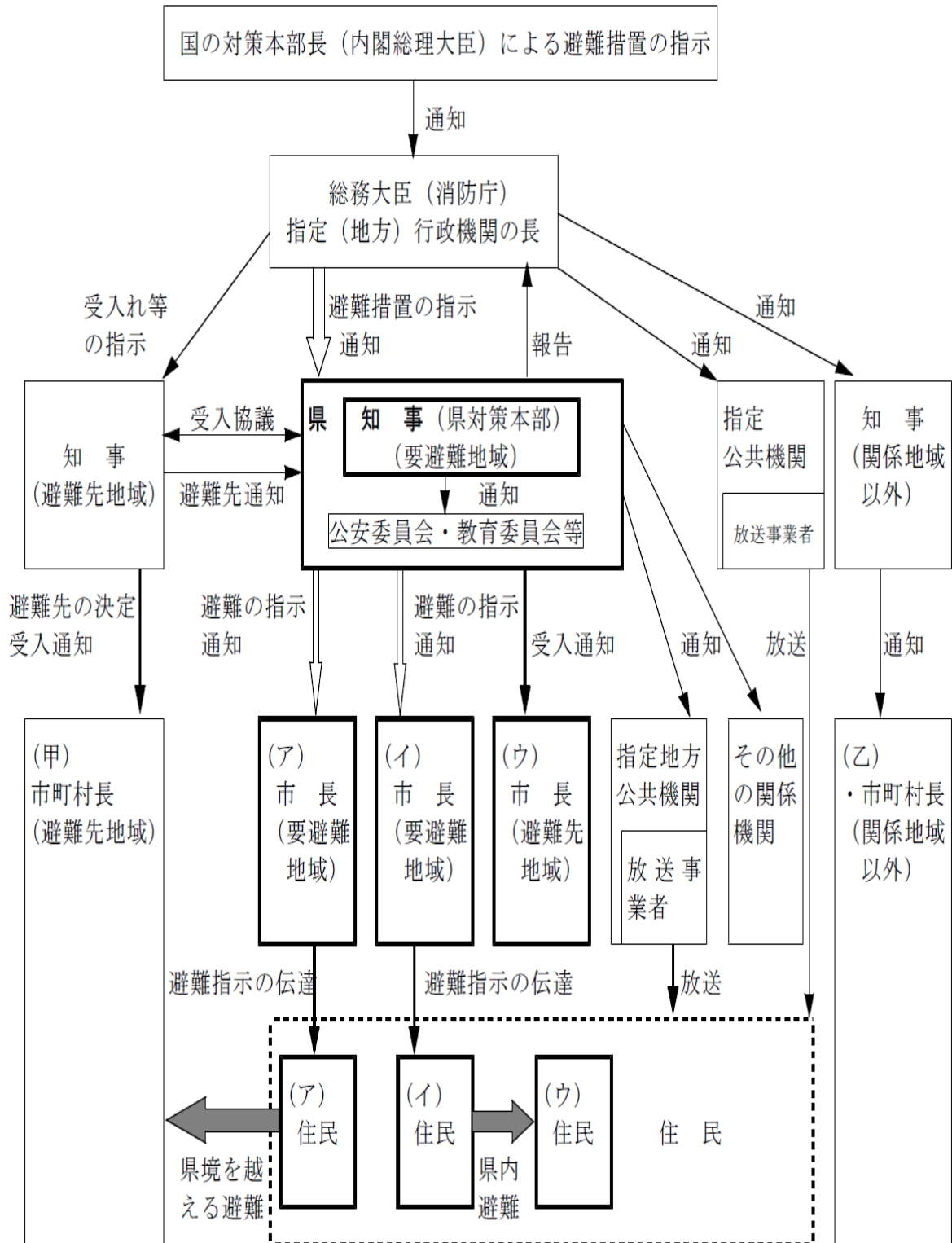
市長は、知事から緊急通報の通知を受けたときは、受信した旨を直ちに県に返信するとともに、警報の伝達に準じて、緊急通報の内容を住民等に速やかに伝達する。

第2節 避難の指示等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

【避難の指示の通知・伝達】

※ 避難の指示の発令・伝達等について図示すれば次のとおりとする。



1 避難の指示の通知・伝達

(1) 事態の状況、情報等の県への提供

市長は、知事の避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

(2) 避難指示の住民等への伝達・周知

市長は、知事から避難の指示の通知を受けたときは、受信の旨、直ちに県に返信するとともに、警報の内容の伝達に準じて、避難の指示を住民等に速やかに伝達・周知を図る。

(3) 高齢者、障害者等への伝達

市長は、高齢者、障害者等への伝達については、以下の区分に応じて特に配慮する。

① 病院・社会福祉施設利用者への伝達

市長は、管轄する地域の病院・社会福祉施設の管理者に対して、連絡をする。連絡を受けた病院・福祉施設の管理者は、入院患者、入所者等に対して迅速かつ的確に伝達を行う。

② 在宅の高齢者、障害者等への伝達

市長は、社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織と連携し、在宅の高齢者、障害者等に対して直接連絡を行うよう努める。

③ 外国人への伝達

市長は、外国人に対して、伝達を行うよう努める。

【避難の指示の内容】

避難の指示（例）

石 川 県 知 事

△月△日△時現在

- 本県においては、△月△日△時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、△時に避難措置の指示があった。
- 要避難地域の住民は次に掲げる避難の方法に従って、避難してください。
- 住民の避難は次の方法により行うこと。
- ① 珠洲市A A地区の住民は、B市B B地区を避難先として、△月△日△時を目途に住人の避難を開始すること（△△時間を目途に避難を完了）。
- ☆ 輸送手段及び避難経路
国道△号によりバス（△△会社、△△台確保の予定）
- ※ △時から△時まで、国道△号及び県道△号は交通規制（一般車両の通行禁止）
- ※ 細部については、珠洲市の避難実施要領による。
- ※ 珠洲市職員の誘導に従って避難する。
- ② 珠洲市B B地区の住民は、B市C C地区を避難先として、△月△日△時を目途に住民の避難を開始すること。（△△時間を目途に避難を完了）。
- ☆ 輸送手段及び避難経路
徒歩により、緊急にD D地区に移動の後、追って指示を待ってください。
（その他必要な事項） ・ ・ ・ ・ ・ 以下省略 ・ ・ ・ ・ ・
- （注）避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行います。

（注1）関係機関が講ずべき措置の概要は、避難措置の指示において明らかになることから、必要な範囲でその内容を記載する。

（注2）避難の指示に大幅な変更を生じる場合とは、例えば、次のような場合が考えられる。

- ・ 武力攻撃の現状及び予測が変わり、避難措置の指示の内容に大幅な変更があるような場合
- ・ 当初の避難の見込みから遅れる等、当初の指示の内容を変更することが適当と判断される場合

第3節 避難実施要領の策定

1 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、避難の指示の内容に基づき、直ちに、県、県警察、消防、海上保安部、自衛隊等関係機関の意見を聴きつつ、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考に、的確かつ迅速に避難実施要領を策定し、住民等へ伝達する。

また、避難の指示を受ける前の段階においても策定のための準備をする。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに避難実施要領の内容を修正する。

なお、避難実施要領に定める事項（法定事項）は次のとおりである。

- ① 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ② 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ③ 避難の実施に関し必要な事項

2 避難実施要領の策定の留意事項

避難実施要領作成の際の主な留意点は、次のとおりである。

項目	留意事項	記載例等
① 要避難地域	○ 避難が必要な地域の住所を可能な限り明示する。	○ A市A1地区1-2、1-3の住民は、「A1町内会」
② 避難住民の誘導の実施単位	○ 地区、町、集落等地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。	○ A市A2地区1-1の住民は各ビル事業所及び「A2町内会」
③ 避難先	○ 避難先の住所、施設名を可能な限り具体的に記載する。	○ 避難先：B市B1地区2-3にあるB市立B1高校体育館
④ 一時集合場所	○ 避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所等の住所、場所名を可能な限り具体的に記載する。	○ 集合場所：A市A1地区2-1のA市立A1小学校グラウンドに集合する。 ○ 集合に当たっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、高齢者、障害者等については自動車等の使用を可とする。
⑤ 集合方法	○ 集合場所への交通手段を記載する。	

項目	留意事項	記載例等
⑥ 集合時間	○ 避難誘導の際、交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。	○ バス等の発車時刻：△月△日15時20分、15時40分、16時00分
⑦ 集合に当たっての留意事項	○ 集合後の地区、町、集落の住民間での安否確認、要支援者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。	○ 集合に当たっては、高齢者、障害者等避難行動要支援者の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。
⑧ 避難の手段	○ 集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示する。	○ 集合後は、A駅から、△月△日の△△：△△より△分間隔で運行するB市B1駅行きのバスで避難を行う。B市B1駅に到着後は、B市及びA市職員の誘導に従って、徒歩でB市立B1高校体育館に避難する。
⑨ 避難の経路	○ 避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。	
⑩ 市職員、消防職・団員の配置等	○ 避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、市職員、消防職・団員の配置及び担当業務を明示し、連絡先等を記載する。	○ 住民への周知要員氏名 ○ 避難誘導要員氏名など
⑪ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応	○ 高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。	○ 誘導に際しては、高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者を優先的に避難させるものとする。 また、社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織等に避難誘導の実施への協力を要請する。
⑫ 要避難地域における残留者の確認	○ 要避難地域に残留者がでないように、残留者の確認方法を記載する	○ 避難の実施時間の後、速やかに、残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。

項目	留意事項	記載例等
⑬ 避難誘導中の食料等の支援	○ 避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。	○ 避難誘導要員は、△月△日△時ちょうどに避難住民に対して、食料・水を供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し適切な医療を提供する。
⑭ 携行品、服装	○ 避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。	○ 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。 ○ 服装は身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりとした運動靴を履くようにする。 なお、NBC 災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。
⑮ 緊急連絡先等	○ 避難住民の誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先を記述する	○ 緊急連絡先：A市対策本部 担当□山△男 電話 0768-◇◇-◇◇◇◇ 電話 090-◇◇◇◇-◇◇◇◇ FAX 0768-◇◇-◇◇◇◇

3 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難指示の内容の確認
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送業者である指定地方公共機関等による運送))
- ⑤ 輸送手段の確保の調整 (※輸送手段が必要な場合)
- ⑥ 要支援者の避難方法の決定 (避難支援プラン、避難行動要支援者支援班の設置)
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自動車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ⑧ 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ⑨ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)
- ⑩ 自衛隊等の行動と避難経路や避難手段の調整 (県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

※【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊等の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるよう、県を通じて国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取 (武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等) 及び国の対策本部長からの情報提供の求め (同法第6条第4項等) に適切に対応できるよう避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連情報をまとめる。

避難実施要領（例）

石川県珠洲市長
△月△日△時現在

1. 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

- (1) 珠洲市 A 地区の住民は、B 市 B1 地区にある B 市立 B1 高校体育館を避難先として、△日△時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

○避難の手段（バス・鉄道・船舶・その他）

①バスの場合

珠洲市 A 地区の住民は、珠洲市立 A 小学校グラウンドに集合する。

その際、△日△時を目途に、できるだけ地区、町、集落、事業所等の単位で行動すること。集合後は、△△バス会社の用意したバスにより、国道△号線を利用して、B 市立 B1 高校体育館に避難する。

②船舶の場合

珠洲市 A 地区の住民は、珠洲市 C 港に△日△時△分を目途に集合する。その際、△日△時を目途に、できるだけ地区、町内、集落、事業所等の単位で行動すること。集合後は、△日△時△分発 B 市 B1 港行きの△△会社所有するフェリー△△号に乗船する。

(・・・以下略・・・)

- (2) 珠洲市 B 地区の住民は、B 市 B2 地区にある B 市立 B2 中学校を避難先として、△日△時△分を目途に住民の避難を開始する。

(・・・以下略・・・)

2. 避難住民の誘導の実施方法

(1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について市職員等の割り振りを行う。

○住民への周知要員 ○避難誘導要員 ○市対策本部要員 ○現地連絡要員

○避難所運営要員 ○水、食料等支援要員 等

(2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、すみやかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。(時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。)

(3) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導に当たっては、傷病者、障害者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3. その他避難の実施に関し必要な事項

- (1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持ち出し袋だけとし、身軽に動けるようにする。

- (2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾等で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。

- (3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

珠洲市対策本部 担当 □山△男

電話 0768—82—△△△△

電話 090—△△△△—△△△△

FAX 0768—82—△△△△

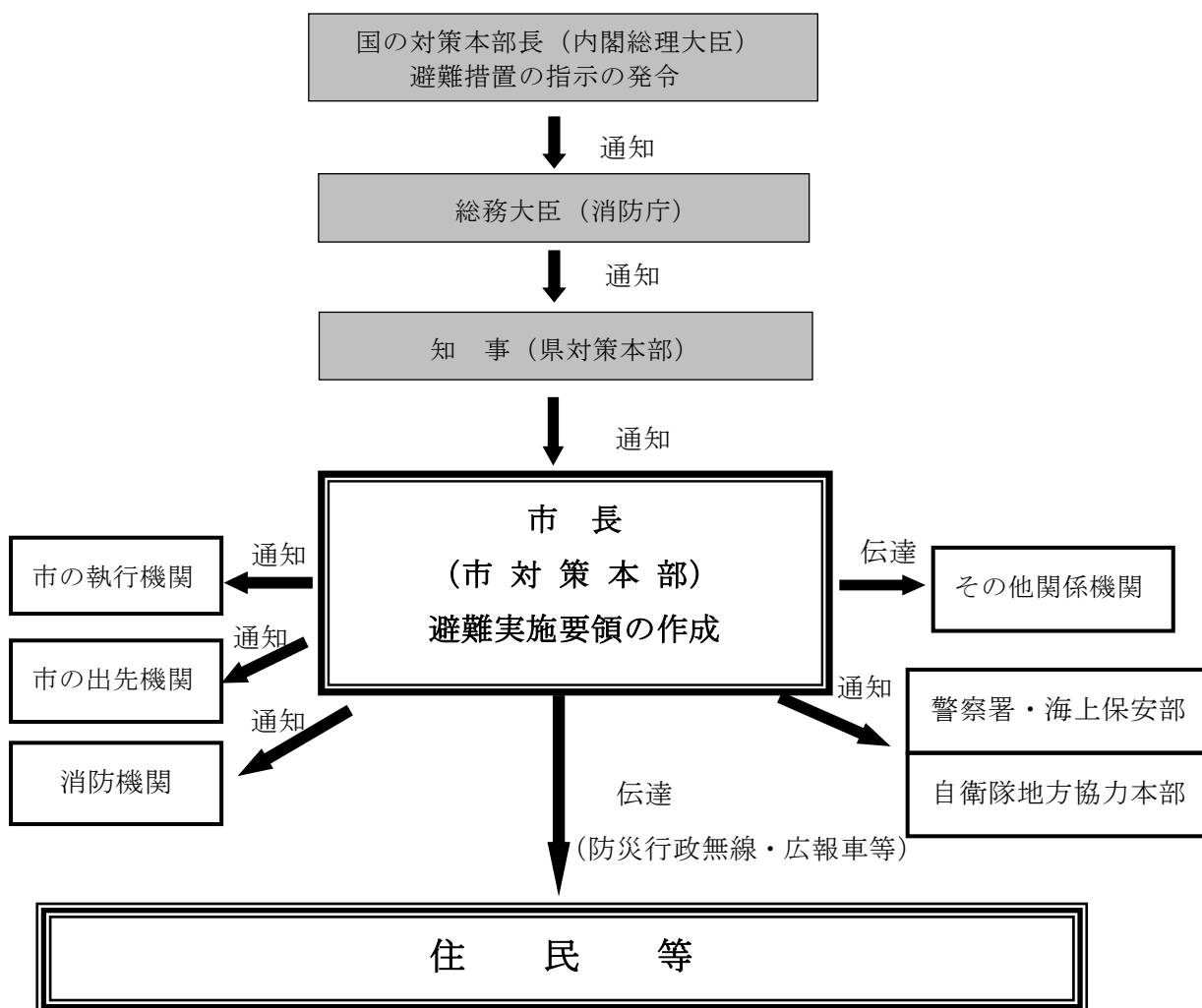
(・・・以下略・・・)

4 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちにその内容を、住民及び自主防災組織等関係機関に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地区の関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちにその内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防長、警察署長、海上保安部長及び自衛隊地方協力本部長並びにその他関係機関に通知する。

【市長から住民・関係機関への避難実施要領の通知・伝達】



第4節 避難住民の誘導

(1) 避難住民の誘導

市長は、避難の指示があるときは、避難住民を避難先地域まで誘導するため、避難実施要領（本章第3節）に基づき次のことを実施する。

- 市職員（消防団を含む）を指揮する。
- 消防長と協力する。
- 避難住民を誘導するため、必要があるときは、警察署長、海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して避難住民の誘導を要請する。
- 避難先地域において、当該市の住民の受入が完了するまで避難住民の誘導を行う。
- 避難住民の誘導は、できる限り地区、町、集落又は、学校、事業所等を単位として行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。
- 避難経路に職員を配置し、各種の連絡調整に当たらせるとともに、車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。特に、夜間では、避難経路の要所要所に夜間照明（投光器具、車両のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。
- 職員には、住民に対する避難誘導活動への協力を得られるよう毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用するなど効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送用車両等による運送を行うなど保有する装備を有効に活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会と連携しつつ、避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内の残留者の確認を行うなど、地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長又は、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、市長は、警察官等が避難住民の誘導を行う際に警察署長等から協議を受けた場合には、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織等に、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

また、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力をして、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。

(7) 残留者等への対応

市長は、避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市長は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市長は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

○ 危険動物等の逸走対策

○ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護 等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市長は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する支援の要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療、情報の提供等が不足する場合には、知事に対して必要な支援の要請を行う。

その際、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源の配分について他の市町と競合するなど広域的な調整が必要な場合には、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定（地方）公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定（地方）公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長にその旨を通知し、避難住民の運送を行うべきことについて総合調整を促す。

(13) 大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難

市長は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等について、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとるものとする。

(14) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講ずる。

(15) 避難誘導における地域特性への配慮

① 能登半島の先端に位置することへの配慮

半島部が内陸部と分断された場合等において、状況により県、海上保安部、自衛隊、県警察と連携し、船舶により住民の避難誘導を実施する。

② 積雪時におけるの住民の避難

積雪時において住民を避難させる必要が生じた場合、避難の経路や交通手段が限定され、混乱等が予測されることから、市は県等と連携し、効率的な除排雪が行われるよう体制の整備に努める。

(参考) 事態の類型等に応じた避難等に当たっての留意事項

弾道ミサイル攻撃の場合

① 弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示され、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要であることから、市長は、できるだけ、近傍の次の施設等に避難させる。

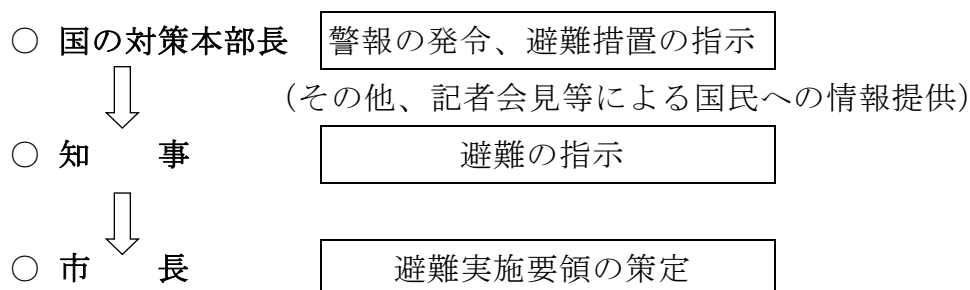
- コンクリート造り等の堅ろうな施設
- 建築物の地階
- 地下街等の地下施設

市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。

② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令
※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとる。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

○ 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

○ 昼間の市街地において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の様相も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

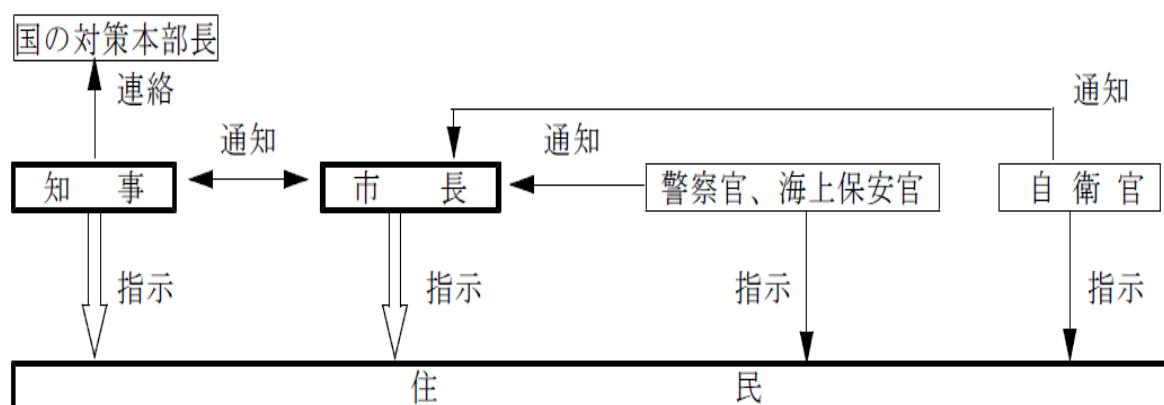
着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

第5節 退避の指示

【退避の指示・通知等】

退避の指示の発令・通知等について図示すれば、次のとおりである。



1 市長等による退避の指示

(1) 市長による退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるとき、退避の指示を行う。

この場合、速やかに県に通知する。

また、退避の必要がなくなったときは、直ちに公示し、県に通知する。

(2) 知事による退避の指示

知事は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、退避の指示を行うこととなっている。

※【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃等災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要があると認める場合に地域の实情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示を行う。

【退避の指示（例）】

- 「□□市△△町、□□市△△町」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避すること。
- 「□□市△△町、□□市△△町」地区の住民については、△△地区の□□避難場所へ退避すること。

（3）警察官による退避の指示

警察官は、次のときは必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることとなっている。

- 市長又は知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき。
- 市長又は知事から要請があったとき。

（4）海上保安官による退避の指示

海上保安官は、次のときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることとなっている。

- 市長又は知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき。
- 市長又は知事から要請があったとき。

（5）国民保護等派遣部隊の自衛官による退避の指示

自衛官は、市長等の職権を行うことができる者が退避の指示をすることができない場合に限り、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることができることとなっている。

2 屋内への退避の指示

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき、「屋内への退避」を指示する。

「屋内への退避」は、次のような場合に行う。

- ① N B C 攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段がなく、移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において屋外を移動するよりも屋内に留まる方が、不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

3 退避の指示に伴う措置

（1）退避の指示の住民への伝達

市は、退避の指示を行った場合、退避の指示の住民への伝達を防災行政無線及び広報車等により速やかに住民に伝達するとともに放送事業者に対してその内容を連絡する。

また、退避の必要がなくなったときは、防災行政無線、広報車、立看板等住民が十分に

了知できる方法でその旨を公表する。

(2) 関係機関への通知

市は、退避の指示を行った場合、その他関係機関へ速やかに通知する。

【通知先】

- 県の執行機関・関係出先機関
- 放送事業者その他の指定地方公共機関
- 関係指定公共機関
- その他の関係機関（救援補助の協力を要請することが可能な団体）

(3) 関係機関による退避の指示

市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

4 安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないように国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 市職員及び消防職・団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安部、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

5 退避の指示の解除

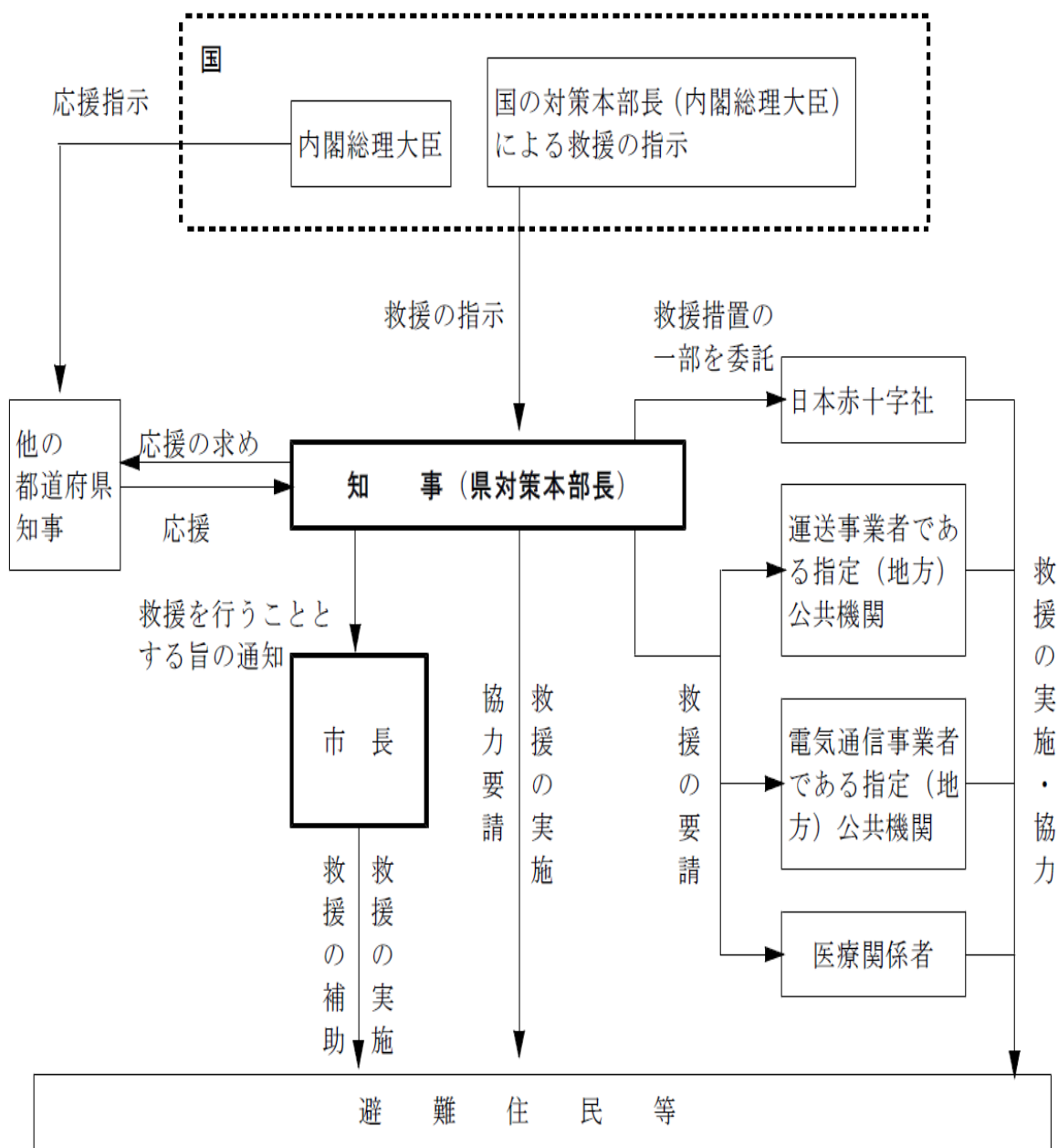
退避の指示の解除の通知、伝達等は、退避の指示の場合と同様の方法により実施する。また、退避の必要がなくなったときは、市長は直ちに公示する。

第3章 救援

避難先地域や被災地において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するため、県と市町が互いに連携して、救援に関する措置を実施する必要があることから、救援の実施にあたり必要な事項等について定める。

【救援の指示等】

救援の指示等について図示すれば、次のとおりである。



第1節 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て実施する。

① 収容施設の供与

- ア 避難住民又は武力攻撃災害により被害を受けた者等を収容する避難所の設置
- イ 武力攻撃災害により住宅が全壊し、自らの資力では住宅を得ることができない者等に対するの応急仮設住宅の供与

② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

- ア 避難所に収容された者等に対するの炊き出し等による食品の供与
- イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、現に飲料水を得ることができない者に対するの飲料水の供給
- ウ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、被服、寝具その他生活必需品を失った者等に対するそれらの物資等の給与又は貸与

③ 医療の提供及び助産

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、医療や助産の途を失った者に対して行う診療や分娩の介助等

④ 被災者の捜索及び救出

武力攻撃災害により生死不明の状態にある者等の捜索及び救出

⑤ 埋葬及び火葬

武力攻撃の際死亡した者についての応急的な埋葬等

⑥ 電話その他の通信設備の提供

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対するの電話その他の通信設備の提供

⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

武力攻撃災害により、住宅が半壊等をし、自らの資力では応急修理ができない者に対して行うもの

⑧ 学用品の給与

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失等した小学校児童等に対する教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品の支給

⑨ 死体の捜索及び処理

- ア 武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、死亡したと推定される者の捜索
- イ 死亡した者等について行う死体の洗浄、一時保存等

- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため、一時的に居住できない状態にあり、自己の資力では除去できない者に対して行う除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

(3) 一般的な留意点

① 高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者、乳幼児その他の救援の実施に際し援護を要する者に対しても、適切に救援を実施できるよう十分配慮する。

② 男女のニーズの違い等男女双方の視点の取り入れ

男女のニーズの違い等男女双方の視点を取り入れた救援の実施体制の確立について、十分留意する。

③ 着上陸侵攻への対応

市長は、大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、国の総合的な方針を踏まえて行うことを基本とし、事態発生時には国の指示を踏まえて迅速な対応をとる。

第2節 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して、国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置またはその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら、救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、第3編第2章第4節(12)に準じて行う。

第3節 救援の基準及び内容

1 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画に基づき救援の措置を行う。

また、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定について意見を申し出るよう要請する。

2 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約した情報をもとに救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

3 救援の実施に関する留意事項

救援の実施における留意事項は、次のとおりである。

(1) 収容施設の供与

① 情報の把握

提供対象人数及び世帯数の把握

② 関係機関等との連携

○ 避難所開設、応急仮設住宅の建設に当たっての県との連携

○ 応急仮設住宅、長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の県等への支援要請

③ 避難所、応急仮設住宅等の供与

○ 避難所の開設、応急仮設住宅、長期避難住宅等の供与

- ・ 避難所の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設等）
- ・ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与
- ・ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者を収容する応急仮設住宅、長期避難住宅等の供与
- ・ 臨時に開設するものであっても、消防法に準拠して消防用水、消火設備等を設置

○ 運営管理

- ・ 情報の伝達、食品・飲料水等の配付、清掃等についての避難住民等及びその近隣の者の協力が得られるように配慮
- ・ 仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理
- ・ 避難所におけるプライバシーの確保への配慮
- ・ 男女のニーズの違い等男女双方の視点に立った避難所の運営

- ・健康相談などの相談窓口の開設など
- 収容期間が長期にわたる場合の対応
 - ・長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）とその用地の把握
- (2) 食品・飲料水及び生活必需品（以下「供給すべき物資」という。）等の給与又は貸与
 - ① 情報の把握
 - 提供対象人数及び世帯数の把握
 - ② 関係機関との連携
 - 供給すべき物資等の給与等に当たっての県等との連携
 - 供給すべき物資等の不足、調達困難な場合の県等への支援要請
 - ③ 供給すべき物資等の給与等
 - 供給すべき物資等の備蓄量等の確認
 - 供給すべき物資等の供給体制の整備、流通網の確認
 - 引き渡し場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資輸送の際の交通規制
- (3) 医療の提供、助産
 - ① 情報の把握
 - 医薬品、医療資機材、NBC対応資機材等の所在の確認
 - 被災状況（被災者数、被災の程度等）の収集
 - 救護班（医師、看護師、助産師等で編成する救護班）の編成、派遣及び活動に関する情報の収集
 - 避難住民等の健康状態の把握
 - 利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握
 - ② 関係機関等との連携
 - 医療の提供等に当たっての医療関係機関等との連携
 - 医薬品、医療資機材等が不足した場合の被災地・避難先以外の医療機関等への支援要請及び広域的な後方医療活動の要請
 - 物資の引渡し場所や一時集積場所の確保
 - 必要に応じての防衛大臣に対する患者の搬送要請
 - ③ 医療等の提供
 - 救護班の編成、派遣及び活動
 - 臨時の医療施設における応急医療体制の確保
 - 医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、医療を行うべきことを指示する場合の医療関係者の安全の確保への配慮
- (4) 被災者の捜索、救出
 - ① 情報の把握
 - 県及び関係機関等の協力を得て安否情報、被災情報等の収集
 - ② 関係機関との連携

- 被災者の捜索、救出の実施に当たっては、県、県警察、消防機関及び自衛隊、海上保安部等との連携

- 自主防災組織、住民で実施可能な範囲での被災者の捜索、救出についての自主防災組織等との連携

③被災者の捜索、救出

- 実施者の安全の確保に配慮して、避難の指示が解除されたとき又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなったときなどにおいて実施

(5) 埋葬及び火葬

①情報の把握

- 墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握

- 埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制の確立

②関係機関等との連携

- 関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保

③埋葬及び火葬の実施

- 広域的な火葬計画等を踏まえた対応

(参考：「広域火葬計画の策定について（平成9年11月13日衛企第162号厚生省生活衛生局長通知）」

- 県警察及び海上保安部等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引き渡し等の実施

- 墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手続きに係る特例が定められた場合の対応（国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条）（厚生労働省が定める同法第5条及び第14条の特例）

(6) 電話その他の通信設備の提供

①情報の把握

- 収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握

②関係機関等との連携

- 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整

③電話その他の通信設備の提供

- 電話その他の通信設備等の設置箇所の選定

- 聴覚障害者等への対応

(7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

①情報の把握

- 住宅の被災状況の収集体制（被災戸数、被災の程度）の確立

②関係機関等との連携

- 応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保

③住宅の応急修理

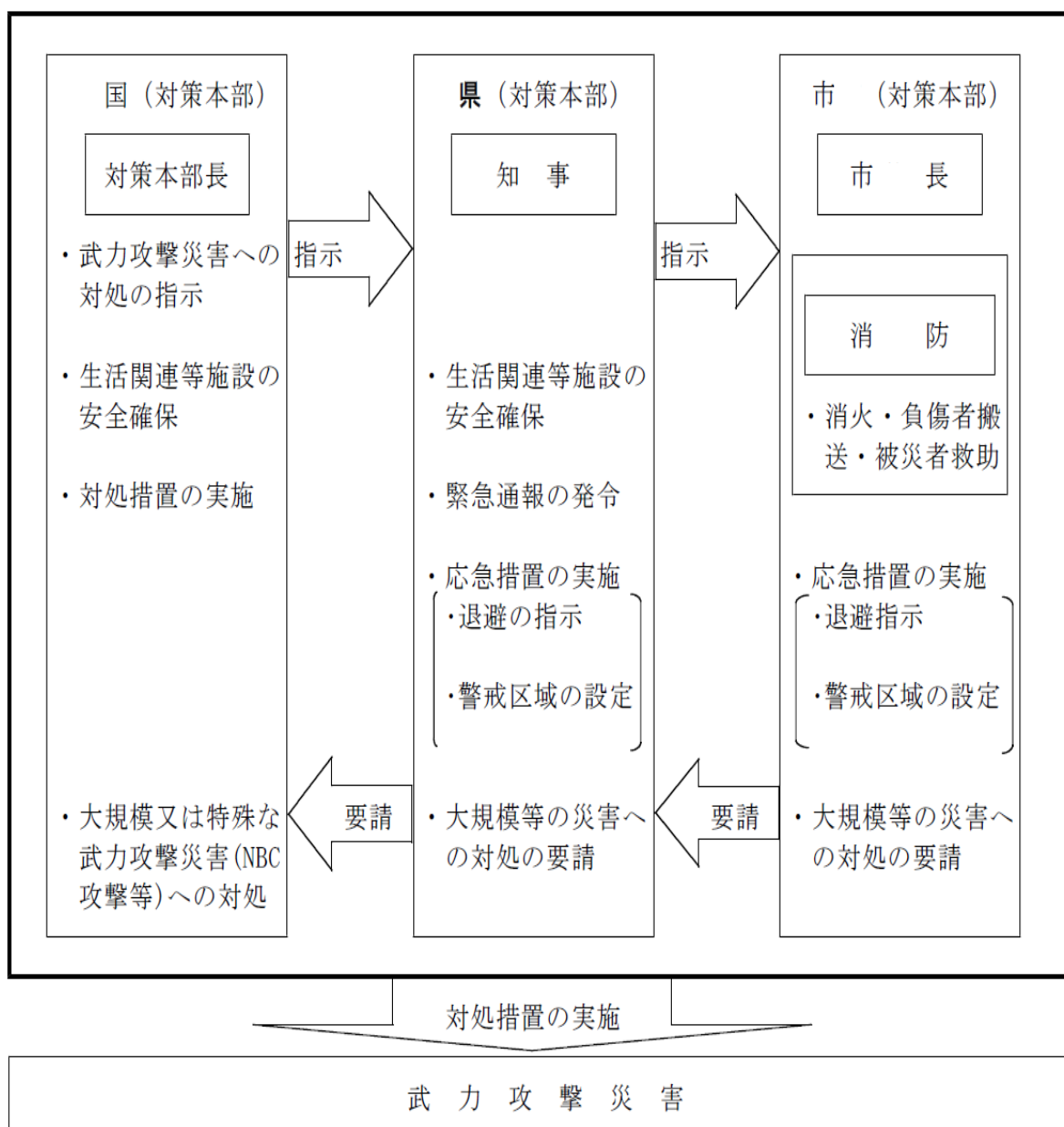
- 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定
 - 応急修理の相談窓口の設置
 - 内閣府で定める救援の程度、方法の限度額に特に注意
- (8) 学用品の給与
- ①情報の把握
 - 児童生徒の被災状況の収集
 - 不足する学用品の把握
 - ②関係機関等との連携
 - 学用品の給与体制の確保
 - ③学用品の給与
 - 被害の実情に応じて現物を支給
- (9) 死体の捜索及び処理
- ①情報の把握
 - 被災情報、安否情報の確認
 - ②関係機関との連携
 - 県警察、消防機関及び自衛隊、海上保安部等の関係機関との連携
 - ③死体の捜索及び処理
 - 死体の捜索及び処理の時期や場所の決定
 - 死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置）
 - 死体の一時保管場所の確保
- (10) 住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去
- ①情報の把握
 - 障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集
 - ②関係機関との連携
 - 障害物の除去の施工者との調整
 - ③土石、竹木等の除去
 - 障害物の除去の実施時期
 - 障害物の除去に関する相談窓口の設置

第4章 武力攻撃災害への対処措置

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

【武力攻撃災害への対処等】

武力攻撃災害への対処措置の流れを図示すれば、次のとおりである。



第1節 武力攻撃災害への対処の基本的な考え方

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国の対策本部長又は知事から武力攻撃災害への対処について、指示があったときは、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講ずるほか、自らの判断により武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 消防機関による武力攻撃災害への対処

消防機関は、その施設及び人員を活用して、武力攻撃による火災等から、住民等の生命、身体及び財産を保護するとともに、武力攻撃災害を防除及び軽減する。

また、知事から武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずるよう指示があったときは、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講ずる。

(4) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等、安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者からその旨の通報を受け、又は消防吏員、警察官又は海上保安官から武力攻撃災害の兆候の通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2節 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示（再掲）

詳細は、第3編第2章第5節による。

①市長による退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合、速やかに県等に通知する。

また、退避の必要がなくなったときは、直ちに公示し、県に通知する。

②知事による退避の指示

知事は武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、退避の指示を行うこととなっている。

③警察官等による退避の指示

警察官等は、市町長又は知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき等において、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることとなっている。

2 事前措置

(1) 市長による事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、危険物等の入った大量のドラム缶など、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備や物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該設備又は物件の除去、保安、使用の停止等の措置を行うよう指示する。

3 警戒区域の設定

(1) 市長による警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関からの助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

※【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内はの立入制限等への違反につい

ては罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

①市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、「現地調整所」における県警察や自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

②市長は、警戒区域の設定にあたっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、防災行政無線又は広報車等を活用し、住民に広報、周知する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、当該区域からの退去を命ずる。

③警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部や消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置をとるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう「現地調整所」等における関係機関との情報共有に基づき緊急時の連絡体制を確保する。

④市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合には、警戒区域を設定する理由、設定範囲について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する要員の安全の確保を図る。

4 応急公用負担等

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

①他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

②武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で、当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管する。）

5 消防に関する措置等

(1) 市が行う（消防に関する）措置等

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行うことができるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し、武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の指揮のもと保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力をもってしても対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は必要に応じ、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 応援部隊の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど、応援部隊の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ①市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように国対策本部、県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ②市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防、県警察、海上保安部、自衛隊等とともに現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保するなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④消防団は、施設、装備、資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤市長、消防長は、消防長又は消防署長の指揮下で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させる。

第3節 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、消防、県警察、海上保安部、その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

(一部事務組合を構成して生活関連等施設を管理している場合、市は、他の構成市町及び当該一部事務組合と連携して、警備の強化等の措置を講じる。)

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずるよう命令する。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、災害時における協定に基づき、珠洲石油業協会と市対策本部と所要の調整を行う。

※危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

- ①市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所、又は市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

【措置】

- ①危険物質等の取扱者の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3）
- ②危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

（2）警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、（1）の措置を講ずるために必要があると認める場合は危険物質等の取扱者又は管理者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4節 武力攻撃原子力災害への対処等

本市には、原子力発電所等の原子力関連施設は所在してないが、近隣に所在する原子力発電所等における武力攻撃原子力災害への対処等については、関係機関と連携し、情報収集に努め、必要に応じ関係機関に協力するものとする。必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的な考え方

(1) 市の措置

市は、県内に所在する原子力発電所が武力攻撃を受けた場合において、県が行う国民保護措置について、県から協力要請があったときには、協力をを行うよう努める。

(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する情報の収集及び提供

市長は、放射性物質等の放出のおそれに関する情報等の積極的な収集を行うとともに収集した情報を住民に迅速に提供するよう努める。

第5節 NBC攻撃による災害への対処

NBC攻撃（核兵器又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃）による災害への対処については、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、それに加えて、初動的な応急措置を講ずる必要があることから、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について定める。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、被害現場及び被害現場の状況に照らして、その影響を受けると予想される地域の住民に対し、退避を指示する。

また、NBC攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣等を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合は、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門

的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し、又は職員を参画させ、現地における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、最新情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、要員の安全の確保を図った上で、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

①核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに県に報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

②生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

③化学剤による攻撃の場合

市は、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

※【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃についてはこうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、通常被害等の把握の方法とは異なり、保健衛生担当部署等と緊密な連携を図り、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

(5) 市長、奥能登広域圏事務組合長の権限

①汚染拡大防止措置の実施

市長又は奥能登広域圏事務組合長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等 (汚染されたもの又は汚染された疑いがあるもの)	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

②権限行使に当たっての通知・掲示

ア 通知

市長又は奥能登広域圏事務組合長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に対し、次に掲げる事項を通知する。

ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。

イ 掲示

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次に掲げる事項を掲示する。

ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

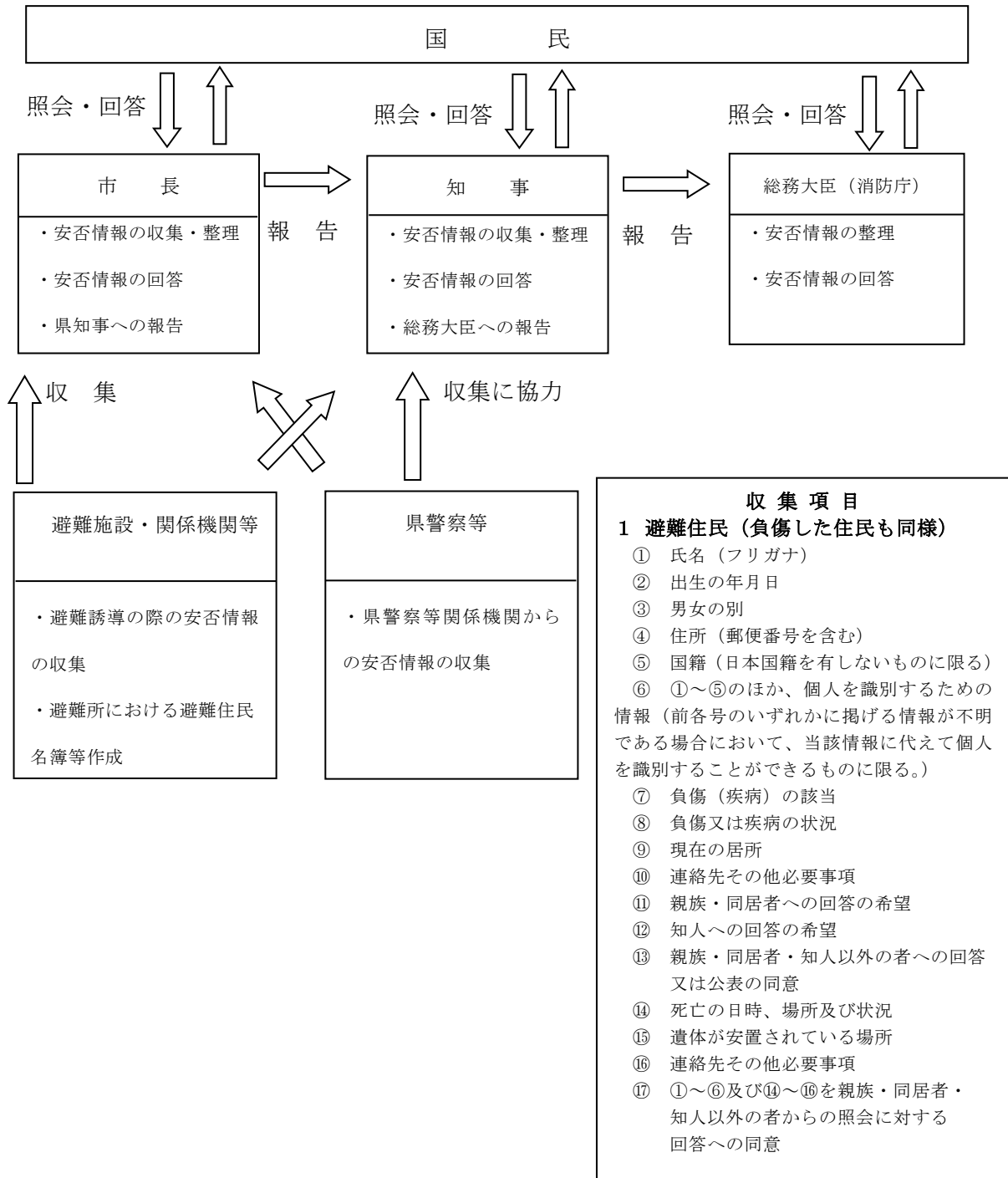
(6) 要員の安全確保

市長又は奥能登広域圏事務組合長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第5章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

安否情報収集・整理・提供の流れ



第1節 安否情報の収集

1 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の遂行のために保有する情報等を活用して行う。

2 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

3 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

第2節 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号の内容を安否情報システムを利用して報告し、安否情報システムが利用できない場合は、様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁記録を含む）を、電子メール等で県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

第3節 安否情報の照会に対する回答

1 安否情報の照会の受付

- (1) 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- (2) 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口により受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

2 安否情報の回答

- (1) 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的

に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

(2) 市は、照会に係る者の同意があるとき、又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

(3) 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

3 個人の情報の保護への配慮

(1) 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

(2) 情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

第4節 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社石川県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第6章 被災情報の収集及び報告

市は被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 被災情報の収集及び報告

- ①市は、電話、市防災行政無線その他通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ②市は、情報収集に当たっては消防、県警察、海上保安部との連絡を密にするとともに、自主防災組織等の協力を得て、特に消防は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報収集を行う。
- ③市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- ④市は、第一報を県及び消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第7章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

第1節 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

1 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身の健康状態には特段の配慮を行う。

2 防疫対策

市は、避難住民等が、生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

3 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

4 飲料水衛生確保対策

①市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して、保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

②市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

③市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道水の緊急応援に係る要請を行う。

5 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携して実施する。

第2節 廃棄物の処理

1 廃棄物処理の特例

①市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

②市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

2 廃棄物処理対策

①市は、地域防災計画の定めに基づいて、「石川県災害廃棄物処理指針」（市町災害廃棄物処理計画及び業務マニュアル）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

②市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町との応援等にかかる要請を行う。

3 廃棄物処理

武力攻撃災害発生時においては、市は、「災害廃棄物処理計画」に基づいて廃棄物対策を実施する。

4 し尿処理

①市は、し尿を衛生的に処理するため、し尿処理施設の速やかな復旧を実施するものとする。また、収集運搬車両を確保して、避難住民等の生活に支障が生じることがないように努める。

②市は、し尿処理を実施するにあたって、収集・運搬及び処理に必要な人員、車両や処理施設が不足すると認められる場合は、県に対して仮設トイレの設置など必要な支援を要請する。

③避難施設の運営責任者は、下水道、し尿処理施設が被害を受けている場合には、必要に応じて避難施設等の水洗トイレの使用の制限を指示する。

この場合、仮設（簡易）トイレを設置するとともに、十分な衛生管理を行う。

第4編 市民生活の安定・復旧等

第1章 市民生活の安定

市は、武力攻撃事態等においては、生活関連物資等が不足することも予想されることから、国、県その他の関係機関と連携しつつ、適切な措置を講じ、物価の安定等を図ることが必要であることから、国民生活の安定に関する措置に必要な事項について定める。

1 生活関連物資等の価格安定の措置

(1) 生活関連物資等の供給

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは、役務又は市民経済上重要な物資若しくは役務（「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに県等の関係機関が実施する措置に協力する。

また、価格の高騰や買占め及び売惜しみの防止のため、次に掲げる措置を行う。

ア 生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ関係事業者団体等に対して、供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を行う。

イ 生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報に関するネットワーク等を活用しつつ、県と連携を図りながら必要な情報共有に努めるとともに、国民への相談窓口を設置する。

(2) 法令等に基づく措置

市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、生活関連物資の流通の安定化に努め、緊急時における国民生活との関連性が高い物資や国民経済上重要な物資の価格の高騰又は事業者等の買占め及び売惜しみに対応するため、関係法令、条例に基づき、次の対処措置を実施する。

【関係法令・条例】

① 「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」（買占め等防止法）

市は、国が買占め等防止法第2条第1項に基づき、特定物資（政令で定める特別の調査を要する物資）を指定した場合、県と連携をして、市内のみに事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者（小売業者を除く）及び市内に事務所等を有し、特定物資を販売する小売業者に対し、次の実施措置を講ずる。

項目	実施措置の内容	条文
価格動向 需給調査	特定物資の価格の動向、需給の状況に関する 必要な調査	買占め等防止法（以下同じ） 第3条
売渡指示	次の場合の事業者に対する当該特定物資の売 渡しの指示 ○特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が 買占め又は売惜しみにより多量に当該特定 物資を保有していると認められる場合	第4条第1項
売渡命令	次の場合の事業者に対する売渡しの命令 ○売渡しの指示に従わなかった場合	第4条第2項
裁 定	次の場合の裁定及びその結果通知 ○売渡しの命令に基づく売渡し期限までに事 業者同士の協議が実施できない場合	第4条第4項 第5項
立入検査等	報告命令、立入検査及び質問 ○売渡しの指示及び命令に係る事業者に対す るもの	第5条第1項 第2項

②「国民生活安定緊急措置法」（昭和48年法律第121号）

市は、国が国民生活安定緊急措置法第3条第1項に基づき、政令で特に価格の安定を
図るべき物資（以下「指定物資」という。）を指定した場合、県と連携し、市内のみに
事業場を有し指定物資を販売する事業者（小売業者を除く）及び市内に事業場を有し指
定物資を販売する小売業者に対し、次の実施措置を講ずる。

項目	実施措置の内容	条文
指定物資の標 準価格又は販 売価格の表示 の指示	指定物資について、その定められた標準価格又は 販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業 者の公表	国民生活安定緊急措 置法（以下同じ） 第6条第2項 第3項
価格引き下げ の指示及びこ れに従わない 場合の公表	指定物資を規定する価格を超えた価格で販売して いる事業者に対しての規定する価格以下の価格で 販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わな かった者の公表	第7条
立入検査	上記の措置に必要な限度における、指定物資を販 売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報 告、事業場への立入検査、関係者への質問	第30条第1項

2 避難住民等の生活安定等

市は、国、県その他の関係機関と連携しながら、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県や関係機関と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、次のような適切な措置を講ずる。

- 避難先での学習機会の確保
- 教科書の供給、授業料の減免
- 被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助
- 避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、次の措置を災害の状況に応じて実施する。

- 市税その他市の徴収金に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期
 - 市税（延滞金を含む）その他市の徴収金の徴収猶予及び減免、その他必要な措置
- ### (3) 就労状況の把握と雇用の確保

市は、県等と連携し、次の措置の実施により、避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。

- 被災者等の就労状況の把握
- 厚生労働省の職業紹介等の雇用施設及び被災地域における雇用の維持に関する措置への協力

3 生活基盤等の確保

市は、県、指定地方公共機関と連携し、その管理する施設及び設備について武力攻撃災害が発生したときには、それぞれ国民保護計画又は国民保護業務計画の定めるところにより、必要な措置を講ずる。

(1) 水道等事業

市は、水道事業者として、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

- ### (2) 市は、河川管理施設及び道路の管理者として、河川管理施設、道路を適切に管理する。

第2章 応急の復旧

管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講ずることとし、応急の復旧について必要な事項について定める。

1 基本的考え方

(1) 被害状況の把握、緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上で所管する施設・設備等の被害損壊状況について緊急点検を実施し、把握する。

また、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。

また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合には、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対しそれぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を要請する。

(4) 応急復旧計画の策定・実施

市は、施設・設備等の被害の程度、緊急性を十分調査・検討し、優先順位を定めた応急復旧計画を早期に策定し、応急復旧措置を実施する。

2 ライフライン施設（上下水道、電気、通信施設）の応急復旧

(1) 市が管理するライフライン施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 県への支援要請

市は、水道、電気、通信等のライフライン施設の復旧のための措置を講ずるに当たり、必要があると認める場合に、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言、その他必要な措置に関し支援を求める。

3 輸送路の確保

(1) 輸送路の優先的な確保のための措置

市は、武力攻撃による災害が発生した場合に、避難住民の運送等を行うための輸送路を、県と連携して優先的に確保するために、必要となる応急の復旧のための措置が講じられるよう総合調整を行う。

(2) 市が管理する輸送施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港等について速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告する。

また、被害の状況に応じて、障害物の除去、その他避難住民の運送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

(3) 情報収集、連絡体制の整備

市は、輸送路の確保に関係する公共的施設の管理者等と連携し、輸送路を効率的に確保するため、それぞれの管理者等又は関係する管理者等相互間において、情報収集・連絡体制の整備に努める。

第3章 武力攻撃災害の復旧

管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な応急復旧を講じた後、本格的な復旧を行う必要があることから、その復旧に関する必要な事項について定める。

1 基本的考え方

(1) 市の復旧方針

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備され、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について、速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って県と連携して実施する。

(2) 所要の法制が整備されるまでの市の復旧

市は、次の方針に基づき復旧を行う。

武力攻撃災害により、被災した地域の社会経済活動が低下する状況を考慮し、被災した地域、施設又は設備の復旧について可能な限り迅速に行う。

被災の状況、地域の特性、関係する公共的施設の管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な復旧を目指すとともに、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して当面の復旧の方向を定める。

復旧にあたって、その対象となる施設の被害の状況、県が定める当面の復旧の方向等を考慮して実施する。

2 復旧に関する留意事項

市は、復旧に当たって、次の点に留意する。

- ① 事前の被害等調査の実施
- ② 復旧計画の作成
- ③ 県及び関係機関との連携
- ④ 市民等に対する復旧支援策の実施
 - 住宅の供給などの生活の安定
 - 速やかな就職の斡旋など雇用機会の確保
 - 融資などの金融対策
 - 物資の確保などの流通機能回復
- ⑤ 国、県の財政上等の支援措置の活用

第4章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされていることから、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続き等に必要な事項について定める。

1 費用の負担

(1) 国の負担

① 基本的考え方

市が支弁した費用のうち次に掲げるものについては、国民保護法施行令で定めるところにより、国が負担することとなっている。

ただし、当該費用中、地方公共団体の職員の人件費、地方公共団体の管理及び行政事務の執行に要する費用並びに地方公共団体が施設の管理者として行う事務に要する費用で、国民保護法施行令で定めるものについては除く。

ア 住民の避難に関する措置に要する費用

イ 避難住民等の救援に関する措置に要する費用

ウ 武力攻撃災害への対処に関する措置に要する費用

エ 市が行う損失補償、損害補償又は損失補てんに要する費用（市に故意又は重大な過失がある場合を除く）

オ 市も共同で行う訓練に要する経費

② 国に対する負担金の請求

市は、この支弁について、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地や建物等の使用、物資の収用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失について、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償する。

また、損失補償に要した費用は、国に対し請求を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請・指示（医療）し、その要請・指示

(医療)を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従いその者又はその者の遺族若しくは被扶養者に損害補償を行う。

また、損害補償に要した費用は、国に対し請求を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急対処事態への対処

第1章 緊急対処事態への対処

緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態における市が行う対処措置は、武力攻撃事態等への対処に準じて行うものとし、次のとおり定める。

1 基本的考え方等

(1) 基本的考え方

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりであり、原則として、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されることから、市は、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

(2) 用語の読み替え

上記の準用に当たっての主な用語の読み替えは、次のとおりである。

武力攻撃事態等	緊急対処事態
武力攻撃	緊急対処事態における攻撃
武力攻撃災害	緊急対処事態における災害
対処基本方針	緊急対処事態対処方針
国民保護措置	緊急対処保護措置
市対策本部（長）	市緊急対処事態対策本部（長）

(3) 緊急対処保護措置

① 緊急対処事態対策本部の設置

国の事態認定の後、対策本部を設置すべき県の指定を受けて設置
その組織及び運営については、第3編の市国民保護対策本部に準ずる。

② 避難・退避の措置

第3編の避難・退避の措置に準ずる。

③ 救援の措置

第3編の救援の措置に準ずる。

④ 緊急対処事態における災害への対処措置

第3編の武力攻撃災害への対処措置に準ずる。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

(1) 警報の通知・伝達

市は、緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者に対し、通知及び伝達を行う。

また、緊急対処事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて、これを行う。

(2) 警報の解除

市は、警報の解除に当たり、警報の通知・伝達に準じて行う。